

報告書

大崎上島町『人権問題に関する住民意識調査』（2007 年）
—人権問題・同和問題をめぐる住民意識の構造—

社会理論・動態研究所

所長 青木秀男

広島国際学院大学

准教授 伊藤泰郎

目 次

I	調査の概要と分析の方針	2
1	対象者の抽出	2
2	回答者の属性	3
3	分析の方針	3
II	人権問題をめぐる住民意識	5
1	人権問題の知識と認知	5
2	人権問題の意見	6
3	人権問題の態度	7
4	人権問題の経験	8
5	人権問題まとめ	12
III	同和問題をめぐる住民意識	14
1	住民意識の全体構造	14
2	同和地区の人との家族の結婚	18
3	同和行政の評価	21
4	同和問題まとめ	26
IV	同和行政・人権行政の前進を祈念して	27
V	自由回答にみる住民意識	28
VI	調査結果データ（表）	38

I 調査の概要と分析方針

新自由主義が格差を生み、機会の平等が後退し、少数者の人権が脅かされている。同和行政が終焉し、差別根絶の道が遠のく中、非部落と部落の格差が広がっている。この現実、広島県島嶼部の町、大崎上島町のものである。しかしながら、同町では、このような社会趨勢の中、町行政の努力により、誇るべき人権行政・同和行政が、継続されている。大崎上島町は、2003年4月、大崎上島3町（大崎町、東野町、木江町）が合併して生まれた。そして、旧町での人権問題・同和問題の解決をめざす取り組みの経緯に立って、今後、新生の町として、問題解決のためにどのように町民を啓発し、または町民とともに努力していくのか、指針の策定が模索されている。2007年、その基礎資料を得るために、「人権問題に関する住民意識調査」が行なわれた。調査に当たって、町民に次のような協力依頼がなされた。

「この調査は、町民のみなさまが、同和問題を含めた人権全般について、現在どのような考えや意識をもっておられるか、お聞かせいただき、本町の人権啓発推進の基礎資料にしたいと思っております。」

調査結果の分析に入る前に、調査の概要と結果分析の方針について述べておく。

1 対象者の抽出

調査内容は、人権問題・同和問題をめぐる町民の知識・認知・意見（認識）・態度（行為を導く動機）について質問された（調査票は、問1～問22とサブ質問、自由回答から成る）。調査は、大崎上島町民を対象に、郵送法によるアンケート調査として行なわれた。その際、調査対象者は、選挙人名簿（20歳以上）を台帳とし、次のような操作を経て、無作為に抽出された。

- 1 調査対象者が600人と定められた。2007年6月30日現在の、大崎上島町人口（20歳以上）は7,854人であった。調査対象者の抽出比は7.6%であった。
- 2 調査対象者（600人）を、大崎上島町人口に占める旧町（大崎、木江、東野）の人口比率に応じて配分した。その結果、旧大崎町265人、旧木江町165人、旧東野町170人の配分を得た。
- 3 旧大崎町・旧木江町・旧東野町に配分された調査対象者につき、それぞれ、性別に均等になるように配分された。
- 4 旧町ごとに性別に均等に配分された調査対象者が、さらに、各年齢層（20歳代～70歳以上）に均等になるよう配分された。
- 5 その上で、調査対象者が無作為に抽出された。

調査の結果、402の有効回答の調査票が回収された。回収率は67.0%であった（旧町ごとの調査票の区分は行なわれなかった）。

本報告の執筆者（青木秀男、伊藤泰郎）は、回収票の集計・分析の段階から調査に関わった。調査票には、いくつかの技術的な不備が見出された。質問項目の設定（重なる質問、不要な質問、不足の質問）、質問項目の配列（不十全な配列）、選択肢の設定（多義的・非論理的な項目）、ワーディング（曖昧・不十分・不適當な表現）などの問題があった。その分、調査結果の分析が制約されることになった。また調査票が、無作為に抽出された調査対象者に厳密に配布されたかどうか、確認されていない。しかし、これらの制約や未確認にもかかわらず、調査結果に、人権問題・同和問題をめぐる町民の集合意識（個人意識を集団次元

で捉えたもの)の主要な傾向や特徴を読み取ることは可能である。本報告では、住民意識の傾向をより鮮明にするため、いくつかの質問項目の集計につき、同じ回答方向の選択肢を合わせたり(たとえば「よく話題にした」と「ときどき話題にした」を合わせるなど)、曖昧な選択肢を鮮明なそれと合わせる(たとえば「聞いたことがある」を「知っている」に含めるなど)などの操作を行なう。これらの操作の多くは、選択肢の設定の不備によるものである。

2 回答者の属性

性別

回答者の性別構成は、表1のとおりである。女性がやや多い(表で小数点のつく数字は比率(%)を表わし、小数点のつかない数字は回答者数(人)を表わす。本報告の表すべて同じである)。前述のとおり、調査対象者は男性と女性が均等になるように抽出されたので、回答者の性別構成は、配分の目標を達成しているとみていい。調査結果の分析において、性別でみる均衡は、おおむね得られたとみていい。またそれは、町人口の性別構成をほぼ代表するものであった。

年齢別

回答者の年齢構成は、表2のとおりである。前述のとおり、調査対象者は各年齢層に均等に配分されたが、回答者の年齢構成は、高年齢層、とくに70歳以上の層に傾斜している。これは、大崎上島町の人口構成や、調査対象者の関心、調査に応じやすい生活環境などに規定されたものと思われる。これが、町人口の年齢構成をどれほど代表するものであるかは、町の人口統計により別途確認する必要がある。とはいえ、調査結果の分析において、年齢でみる均衡は、おおむね得られたとみていい。

その上で、集計に当たり、比率の算定に十分な回答数を得るため、また、回答の傾向をより鮮明に出すために、20-30歳代を「若年層」、40-50歳代を「中年層」、60-70歳以上を「高年層」として括った(それらを「世代」と呼ぶことにする)。その結果は、表3のとおりである。回答者の高年層への偏りが、いっそうはつきりする。これは、町全体の世代構成により近いものと思われる。本報告では、この世代ごとの集計を用いることにする。

性別と世代

回答者の性別と世代をクロスすると、表4のとおりである。回答者の配分は、男性は高年層に、女性は中年層に傾斜している。高年層の回答に男性の回答が、中年層の回答に女性の回答が、より大きく反映している。これが、町人口の性別・年齢構成をどれほど代表するものであるかは、町の人口統計により別途確認する必要がある。

居住歴

調査では、回答者の大崎上島町での居住歴を聞いている。しかし居住歴は、同町で生まれたか外から来たかだけではなく、年齢にも規定されるものである(同町生まれであっても、若い人は居住歴が短い)。そのため、居住歴が、単独の要因として回答に影響を与えているとは思われない。集計上、居住歴だけの影響を取り出すこともできない。ゆえに居住歴は、調査結果の分析から外すことにする。

3 分析の方針

本報告では、人権問題・同和問題をめぐる回答者の意識の内的構造の分析に努める。そしてその上で、回答者の意識をめぐる問題の構成に努める。そのため分析は、2つの方針に沿って行なう。一つ、人権問題・同和問題をめぐる回答者の知識・認知・意見・態度(動機)

の相関を読み、それを解釈する。人権問題・同和問題の解決は、そのために何をするかの行為（実践）に懸かっている。そのような行為を導くのは、動機である。行為者の動機は、彼・彼女の人権問題・同和問題に対する態度から生じる。その態度は、行為者がもつ人権問題・同和問題についての意見の上に形成される。その意見は、行為者がもつ人権問題・同和問題についての認知の上に形成される。その認知は、行為者がもつ人権問題・同和問題についての知識の上に形成される。すなわち、（正しい）知識が問題の（正しい）認知を導き、その認知が（前向きの）意見を導き、その意見が（前向きの、すなわち、差別を拒絶する）態度を導いてはじめて、社会啓発は成功したといえる。本報告は、これを機能連鎖（知識が認知に、認知が意見に、意見が態度にプラスに機能するという意味）と呼ぶ。これが本報告の仮説である。とすれば、そのような態度が形成される、または形成が阻まれる過程を明らかにすることは、分析的にも実践的にも、重要な課題となる。

二つ、同和問題をめぐる回答について、分析の焦点を定める。同和問題には種々のサブ問題が含まれる。ここでは、その内3つの問題に絞り、それらを先の方針に沿って分析する。もって、同和問題をめぐる意識構造の分析と問題の構成に努める。すなわち、まず、同和問題をめぐる回答の全体構造について分析し、回答者の意識の基本構造を明らかにする。そのために、調査票から、同和問題の知識・認知・意見・態度に関する基本的な質問項目を選択し、それら相互の関係を分析する。次に、結婚差別をめぐる回答者の意識について分析する。部落差別は系譜（descent）差別である。結婚差別は、部落差別の象徴であり、いわば本質である。「結婚に際しての差別は、部落差別の最後の越えがたい壁である」（同対審答申）。ゆえに、家族が同和地区の人と結婚しようとする時にどのような態度をとるかは、回答者の最深奥の意識を問う質問としてある。またそれは、他の質問への回答の真正さを測定する尺度となる。最後に、同和行政に対する住民の意識について分析する。他市町の意識調査が示すように、今日の代表的な差別意識は、自然解消論と「ねたみ」意識である。前者は「同和問題はそっとしておけば自然になくなる」という意見であり、後者は「同和地区だけに特別な対策を施すのは不公平だ」という意見である。ただし、「ねたみ」とは加害と被害を逆転させた表現であり、本報告では、「ねたみ」意識を「対策原因論」と呼ぶことにする。自然解消論と対策原因論は、同和行政に対する最大の障壁となっている。ゆえに、それらの謬見をめぐる住民意識の構造を明かすことは、重要な課題となる。

こうして本報告は、人権問題・同和問題をめぐる回答者の意識構造に分け入り、意識のどこにどのような（論理の）矛盾や破綻があるかを、（問題構成的に）究明する。そのために表（調査結果）の分析を行なう。分析は、十分な回答数による比率の算定に努め、より明確でより中心的な傾向（相関）を読み取る。それを合理的推論に則って解釈する（因果関係の推定）。そして、解釈された結論部分には傍点を付す。

大崎上島町の住民意識は、これらの作業により分析される。人権問題・同和問題をめぐる住民意識は、多様な分析が可能である。ゆえに、ここでの分析を即座に絶対化することはできない。とはいえ、それでも本報告は、住民意識の構造の全体像を明かしていく。そこから、社会啓発への基本的指針が提言される。大崎上島町の住民意識の特質は、たんに他自治体の調査結果との比較によってではなく、住民の意識構造の中で発見されなければならない。それができてこそ、住民意識の何をどのように変革すべきかの実践的な課題が導き出される。ゆえにここでは、他自治体の調査結果との比較は行なわない。もとより、比較が無意味ということではない。

Ⅱ 人権問題をめぐる住民意識

1 人権問題の知識と認知

1) 人権問題の知識

回答者は、人権問題（同和問題を含める。以下同じ）について、どれほど知っているだろうか。調査では、5 種の人権問題（について）の知識を聞いている。選択肢は、「知っている」「名前は聞いたことがある」「知らない」である。しかし、「知っている」と「名前は聞いたことがある」の区別は容易でない。ゆえに集計では、それらを合わせて「知っている」とする（以下同じ）。表 5 をみられたい。それは、それぞれの事柄につき、「知っている」と答えた回答（者）の比率を示したものである（「人権教育の法」とは、「人権教育及び人権問題の推進に関する法律」のことである。しかし、それは何のことだろうか。法律を特定すべきであった。「個人情報保護条例」とは、大崎上島町個人情報保護条例のことである）。世界人権宣言の認知度が 90%を超えている。また、他の人権問題が 70%を超えるなど、全体に、回答者が人権問題の知識をもつ割合は高い。しかし他方で、個人情報保護条例を知らない人が、28.2%いる。これは、広報の不足に（も）原因があると思われる。性別では、「人権教育の法」を除いて、比率に有意な差が認められない。世代別では、全体に、若年層に「知っている」人の比率がより低く、高年層により高い。高年層ほど、（旧町時代に）講演会や地域学習会などに参加する機会があったと思われる。若年層で、同対審答申を知っている人は 48.9%に止まる。学校は、同対審答申までは教えなかったと思われる。また、個人情報保護条例を知る人が、52.3%に止まる。若年層は、地域の事柄への関心が薄いと思われる。

2) 人権問題の認知

調査で、10 種の社会的弱者に関わる人権問題の認知を聞いている。表 6 をみられたい。それは、それぞれの人権問題につき、問題が「あると思う」と答えた回答（者）の比率を示したものである。選択肢は、「あると思う」「少しはあると思う」「ないと思う」「分からない」である。しかしこれでは、選択肢相互の距離が不均衡である。ゆえにここでは、「あると思う」「少しはあると思う」を合わせて「あると思う」（以下同じ）とする。表で、「HIV・ハンセン」は HIV 感染者・ハンセン病患者のこと、「出所者」は「刑を終えて出所した人」のこと、「ネット」はインターネット（における人権問題）のことをいう。回答率は、女性・障害者・高齢者に関わる人権問題でより高い。その他の人権問題にも、60～70%の人があると答えている。全体に、生活の中で接する人権問題、マスメディアで喧伝された人権問題を認知する割合がより高い。他方、外国人に関わる人権問題を認知する割合はより低く、アイヌに関わる人権問題がもっとも低い。回答者に、これらの人権問題に接する機会が少ないと思われる（ちなみに、大崎上島町に住む外国人は 2008 年 4 月現在 94 人で、人口の 1.0%である。これは、広島県の比率とほぼ同じである）。

調査では、5 つの社会的弱者の人権問題につき、サブ質問として、「人権が尊重されていないと思われる場面」および「人権を守るために必要なこと」を聞いている（いずれも複数回答）。これらのサブ質問につき、回答の多かったものから 2 つずつ掲げると、女性では、職場での待遇、性別役割分業の考え方に問題があり、女性の人権を守るために必要なことは、働きやすい社会制度・環境を整備する、男女平等の教育を充実するという回答であった。以下、高齢者では、高齢者を狙う悪徳商法、働く機会が少ないことに問題があり、必要なことは、暮らしやすい環境にする、地域での交流を促進するという回答、障害者では、障害者に対する人々の理解が不十分である、就職・職場において不利益があることに問題があり、必要なことは、ユニバーサルデザイン（すべての人が使いやすく、暮らしやすい物づくりや社会環境づくりをしようという考え）やバリアフリー化を促進する、福祉施策を充実するとい

う回答、子どもでは、子ども同士のいじめ、いじめを見て見ぬふりをすることに問題があり、必要なことは、大人が地域の子どもたちへ関心をもつ、教師の人間性や資質を高めるという回答、外国人では、外国人に対する人々の理解が不十分である、進学や就職・職場において不利益であることに問題があり、必要なことは、日本人が外国人の文化や生活習慣を理解する、在日韓国・朝鮮人など日本に永住する外国人の事情を理解する、外国人との交流の機会を増やす（後の2つは回答数が同じ）という回答であった。いずれも、それぞれの人権問題について、生活やマスメディアの中で接する意見である。

人権問題の認知を性別にみると、（人権教育の法を除いて）有意な差がみられない。世代別では、高齢者、子ども、アイヌに関わる人権問題を除いて、全体に、若年層における認知の度合がより高い。若年層ほど人権感覚（権利意識）が鋭敏で、それが人権問題の認知に影響を与えていると思われる。この場合、認知は、先にみた知識と逆の傾向にある。ただし一般に、知識が多ければ、その事柄についての認知の度合も高まるはずである。たとえば、表7をみられたい。子どもの権利条約を知っている回答者は、子どもの人権問題をより認知する傾向にある。ゆえに、上の結論を即座に一般化することはできない。ただし、知識がつねに「正しい」認知を促すわけではない。知識は、それに対する評定を伴って認知となる。要は評定の如何である。最後に、子どもに関する人権問題の認知の度合は、中年層でより高い。これは、中年層に子どもをもつ人が多いためと思われる。

大崎上島町には、4人の法務大臣委嘱の人権擁護委員がいる。人権擁護委員の存在は、町民に知られているだろうか。表8をみられたい。人権擁護委員を知る人は、わずか27.3%である。この原因は、人権擁護委員の役割が理解されていないためか、委員の活動が見えていないためかである。性別では、人権擁護委員を認知する度合に有意な差はない。世代別では、若年層がほとんど認知していない。若年層は、人権感覚はより鋭敏であるが、地域の事柄への関心が薄いと思われる。それは、先の、個人情報保護条例を知る比率が小さい事実と照応する。

2 人権問題の意見

人権問題の意見

調査では、人権問題（について）の意見を、「国際化社会といわれる今日、人権問題は重要な柱となっています。あなたは人権についてどのようにお考えでしょうか」と聞いている。選択肢は、「人権は、制度として必要」（人権は社会制度として取り組むべき問題だ）という意見（これを制度型と呼ぶ）、「人権は、人を思いやることだから必要」（人権は人を思いやるという心の問題だ）という意見（これを思い型と呼ぶ）、「人権は、わがままな考えだから嫌いだ」（人権をわがままと取り違えているから嫌いだ）という意見（これを嫌い型と呼ぶ）、および「その他」である。表9をみられたい。思い型の回答が72.7%を超え、制度型がこれに続いている。人権問題に前向きな意見が、回答の96.2%を占める。ここには、人権という語感が美しく、当り触りがいい、広義に解釈できるなどの事情があると思われる。調査対象者の偏りの影響もあるかもしれない。思い型は、いわば人権の心情派であり、制度型は、いわば人権の社会派である。制度型は、人権問題の解決にとくに行政の役割を期待する。他方、嫌い型の回答率は低い。ここで、まずは、回答者の間に、人権問題の解決に取り組むことへの合意があることが確認される。

人権問題の意見を世代別にみると、表10のとおりである。若年層に制度型の比率がより高く、高年層に思い型の比率がより高い。若者層がより合理的に（社会の問題として）、高年層がより心情的に（心の問題として）人権問題の解決を捉えている。それは、世代による

生活や思考の影響だろうか。

人権問題の知識と意見の関係は、どうだろうか。表 11 をみられたい。それは、5 つの人権問題のそれぞれを「知っている」人につき、人権問題の意見とクロスさせた表である。次に、人権問題の認知と意見の関係は、どうだろうか。表 12 をみられたい。それは、10 の人権問題のそれぞれが「あると思う」人につき、人権問題の意見とクロスさせたものである。2 つの表で、回答は、どの知識と認知においても、思い型が 7 割台、制度型が 2 割台にある（「子ども」は 69.9%、「ネット」は 69.8%である）。人権問題は、全体に、心情の問題として捉えられている。また、知識や認知と意見の相関は、画一的である。人権問題の知識や認知は浅く、一般的印象に止まっていると思われる。知識と認知は、意見を十分に導いていない。

3 人権問題の態度

1) 人権問題の解決

人権問題の解決は、そのための実践的態度の形成に懸かっている。調査では、人権問題解決への態度を、「あなたは人権問題の解決についてどのようなことをしようと思いますか」と聞いている。選択肢は、「日常生活の中でなにかできることを考え、できるところから行動したい」という意見（これを行動型と呼ぶ）、「自分も何かしたいと思うが、何をすればいいかわからない」という意見（これを模索型と呼ぶ）、「自分ではどうしようもない問題なので、誰かしかるべき人に解決してほしい」という意見（これを委譲型と呼ぶ）、「自分とは直接関係のないことだと思う」という意見（これを拒絶型と呼ぶ）、および「その他」「分からない」である。表 13 をみられたい。行動型の回答が 44.3%、模索型が 28.2%である。人権問題の意見では、前向き意見（制度型、思い型）が 96.2%に及んだ（表 9）。ここで態度を問う質問では、前向き意見に照応する行動型が半減している。模索型を合わせても 72.5%である。しかも模索型は、態度は前向きであっても、結局、人権問題の解決のために何もできない意見である。他方、人権問題の解決に後向き意見（委譲型と拒絶型）の比率は 9.5%である。「分からない」は、模索型に準じるとと思われる。模索型と後向き意見を合計すると、39.3%に及ぶ。人権問題の解決は道半ばである。

人権問題の解決を世代別にみると、表 14 のとおりである。若年層に模索型の比率がより高く、高年層に行動型の比率がより高い。若年層は人権問題への想像力がより乏しく、高年層はより豊かである。高齢層は、「身近な」（生活で接する）人権問題への関心がより強いと思われる。それが、問題解決への態度を導いている。若年層は、人権問題の認知の度合はより高く、人権問題の意見はより社会派志向であった。しかしそれらは、問題解決への態度の形成に繋がっていない。この場面で、認知と意見は態度を導いていない。

人権問題の意見とその解決への態度の関係は、どうだろうか。表 15 をみられたい。人権問題の意見で前向き（制度型、思い型）の人に、その解決で前向き態度（行動型、模索型）の比率がより高い。制度型で行動型の人々が、人権問題の解決への先導者だと思われる。しかし、制度型と思い型の間に、人権問題の解決への態度で、比率の有意な差はない。人権問題の意見は、その解決への態度を導いている。しかしその影響は十分ではない。嫌い型は、回答が少ないので分析できない。

2) 差別的言動への対応

調査では、人権問題解決への態度を、「もし職場や地域、家庭のなかで同和問題やさまざまな人権問題について差別的な言動がでたとき、あなたならどのようにされますか」と聞いている。選択肢は、「自分で差別のまちがいを説明する」と答えた人（これを説明型と呼ぶ）、

「説明する自信がないので、そのままにしておく」と答えた人（これを放置型と呼ぶ）、「自分には関係のないことだから、そのままにしておく」（これを無関係型と呼ぶ）、「相手の意見に合わせてしまう」と答えた人（これを迎合型と呼ぶ）、および「その他」である。表 16 をみられたい。回答は、説明型が 49.1%であり、放置型がこれに続いている。無関係型と迎合型も、差別的言動に対して何もしないという点で、放置型と同じである。これらの比率が 45.4%である。差別的言動の間違いを指摘することは、人権問題の解決の基本である。社会啓発の目標は、説明型の人を増やすことにある。そのような課題の実現は、道半ばである。

人権問題解決への態度と差別的言動への対応の関係は、どうだろうか。表 17 をみられたい。人権問題解決への態度で行動型の人に、差別的言動への対応で説明型の比率より高い。同じく、模索型の人に放置型の比率がより高い。委譲型と拒絶型は、回答が少ないので分析できない。人権問題の解決が「分からない」人は模索型に準じ、差別的言動への対応で放置型の比率がより高い（回答が少なく断定はできない）。全体に、人権問題解決への態度と差別的言動への対応は、正の相関にある。すなわち、2つの人権問題解決の質問には、意味連関がある。

人権問題の意見と差別的言動への対応の関係は、どうだろうか。表 18 をみられたい。人権問題の意見で前向き（制度型、思い型）の人の比率は、差別的言動への対応で説明型の比率がより高い。その傾向は、制度型より思い型の人に大きい。しかし同時に、これら前向きの人には、差別的言動への対応で放置型の比率もより高い。とくに制度型において、放置型の比率は、説明型のそれと拮抗している。人権問題の意見は、差別的言動への対応を導いている。しかしその影響は一貫しない。この場面で、意見は態度を十分に導いていない。

4 人権問題の経験

人権問題に関わってどのような経験をもつか、すなわち、人権問題が経験を介して自分の問題となっているかどうかは、人権問題解決への態度に影響を与えている。調査では、人権問題に関わる経験として、3つの問いを設けている。一つ、人権問題について家族との間で話題にしたことがあるかどうかである。二つ、人権を侵害された（と思った）ことがあるかどうかである。三つ、町の広報の人権啓発記事をどの程度読んできたかである。これらの経験と人権問題の知識、認知、意見、態度の関係は、どうだろうか。

1) 家族との話題

調査では、回答者に「あなたは、この1年間にご家族との間で、人権問題についてどの程度話題にされましたか」と聞いている（これを「家族との話題」と呼ぶ）。集計は、回答傾向の特徴を鮮明に出すために、「よく話題にした」と「ときどき話題にした」を「話題にした」と一括し、「ほとんど話題にしなかった」と「まったく話題にしなかった」を「(話題に)しなかった」と一括し、さらに、「一人ぐらしで話題にできなかった」の回答者(23人)を集計から除外する。表 19 をみられたい。回答者で、「話題にした」人は半数以下である。毎日顔を合わせる家族の間でのことである。過去1年間のこととはいえ、比率は高くないと思われる。

「家族との話題」を世代別にみると、表 20 のとおりである。高年層に「話題にした」の比率がより高く、若年層に「しなかった」の比率がより高い。これは、人権問題に接する機会の多寡や人権問題への関心の差によるものと思われる。高齢層の人ほど、「身近な」人権問題に接しやすく、関心も高いと思われる。これは、人権問題の意見において、高齢層に思い型や行動型の比率がより高かった事実に照応する。

「話題にした」人は、どんな人権問題について家族と話題にしたのだろうか。表 21 をみられたい。回答比は、各人権問題の回答が回答総数に占める比率であり、回答者比は、各人権問題を回答した人が回答者総数に占める比率である。この問いは複数回答であり、「話題にした」人は、平均 4.4 種の人権問題を挙げている。話題の中身は多岐に亘り、より遠い問題と思われるアイヌについて話題にした人も、少ないが含まれる。全体に、障害者や高齢者、子どもに関する人権問題など、「身近な」問題について話題にした人が多い。同和問題について話題とした人も少なくない（この分析は後で行なう）。

「家族との話題」と回答者の知識・認知・意見・態度の関係は、どうだろうか。まず、「家族との話題」と人権問題の知識の関係は、どうだろうか。表 22 をみられたい。どの人権問題の知識についても、「話題にした」人の比率が、「しなかった」人より高い。「家族との話題」は、人権問題の知識を導いている。「話題にした」人と「しなかった」人の比率の差は、世界人権宣言が 8.3%であり、その他の知識は、ほぼ 20%の開きがある。世界人権宣言は、もともとよく知られていたと思われる。「家族との話題」の効果は、その他の知識においてより大きい。

「家族との話題」と人権問題の認知の関係は、どうだろうか。表 23 をみられたい。どの人権問題の認知（「あると想う」）についても、「話題にした」人の比率が、「しなかった」人より高い。その比率は、女性、障害者、高齢者、子どもなど、「身近な」人権問題についてより高い。「家族との話題」は、人権問題の認知を導いている。

「家族との話題」と人権問題の意見の関係は、どうだろうか。表 24 をみられたい。「家族との話題」と人権問題の意見の間に、有意な相関はない。「話題にした」「しなかった」における制度型、思い型の比率の配分も、人権問題の意見全体のそれと変わらない。

「家族との話題」と人権問題解決への態度の関係は、どうだろうか。表 25 をみられたい。「話題にした」人は、行動型の比率がより高い。「しなかった」人は、誰か型の比率がやや高く、「分からない」の比率がより高い。しかし摸索型において、「話題にした」「しなかった」の間に、比率の有意な差がない。「家族との話題」は、問題解決への態度を導いている。しかしその影響は十分ではない。

「家族との話題」と差別的言動への対応の関係は、どうだろうか。表 26 をみられたい。「話題にした」人は説明型の比率がより高く、「しなかった」人は放置型の比率がより高い。「家族との話題」は、差別的言動への対応を導いている。

2) 人権侵害経験

人権を侵害された経験のある人は、望もうと望むまいと、人権問題を自分の問題と捉えざるをえない。そして、傷みを追体験することで、他人の体験に共感する可能性が高くなる。調査では、回答者に「あなたは過去 3 年間、自分の人権が侵害されたと思われたことがありますか」と聞いている。そして「ある」と答えた人につき、どのような人権侵害を受けたか（複数回答）、それにどのように対応したのか（複数回答）を聞いている。表 27 をみられたい。回答者の 21.1%が、人権侵害体験が「ある」と答えている。過去 3 年間の体験であるから、この比率は低くないと思われる。しかも、人権侵害体験を「思い出したくない」「ないことにしたい」人も、「ない」と答えた可能性がある。「分からない」と答えた人にも、人権侵害経験が「ある」人が含まれる可能性がある（少なくとも人権侵害か否かを気にしている）。

人権侵害経験が「ある」「ない」は、人権侵害を見抜く目に関わる問題だからである。これらの事情を考慮すると、さらに多くの人が、人権侵害を受けていると思われる。

では、人権侵害経験が「ある」のはだれだろうか。表 28 をみられたい。性別では、女性に、人権侵害経験が「ある」と答えた人の比率がより高い。性的な人権侵害が頻発する今日の社会状況からして、これは理解できる。世代別では、若年層に「ある」と答えた人の比率がより高く、高年層に「ない」と答えた人の比率がより高い。また若年層に、「分からない」と答えた人の比率がより高い。若年層に「ある」「分からない」の比率がより高い事実は、先にみた、若年層に人権問題の認知の度合がより高い事実に照応する。人権問題に鋭敏であれば、人権侵害を見逃さない傾向は強くなる。その分、人権侵害を受けたと感じる機会も多くなる。

人権侵害経験が「ある」人は、どのような人権侵害を受けたのだろうか。表 29 をみられたい。回答率は、「うわさ、悪口、陰口」を筆頭に、「名誉・信用毀損、侮辱」「仲間はずれ、嫌がらせ」「職場での不当な待遇」「プライバシーの侵害」と続き、さらに種々の人権侵害が続いている（選択肢に意味が重なるものもある）。回答者 1 人が 2.4 件の人権侵害経験を挙げている。これらの人権侵害をどこでだれから受けたかは、分からない。地域や職場で人権侵害を受けた人が多いと思われる。

回答者は、それらの人権侵害にどう対応したのだろうか。表 30 をみられたい。回答は、「何もせず、我慢した」を筆頭に、「友だち・同僚に相談した」「家族に相談した」「自分で解決した」と続いている。回答者 1 人が 1.8 件の対応の方法を挙げている。全体に、人権侵害を受けた人は、我慢したか、身近の信頼できる人に個人的に相談している。ここから、人権侵害を受けた人が、社会的に弱い立場の人々であることが分かる。彼・彼女らは、個人的に問題を解決するのがやっとであったと思われる。人権侵害の解決に弁護士や法務局、人権擁護委員、町役場などの公的な機関や制度は、役立っていない。

人権侵害経験と人権問題の認知の関係は、どうだろうか。表 31 をみられたい。人権侵害経験が「ある」と答えた人は、どの人権問題においても、「ないと思う」と答えた人より「あると思う」と答えた比率がより高い。人権侵害の経験は、人権問題の認知を導いている。人権侵害に当たるかどうか「分からない」と答えた人は、高齢者、障害者、外国人、インターネットに関わる人権問題において、「あると思う」と答えた比率がもっとも高い。この人々は、経験が人権侵害であったかどうかは分からないが、少なくとも、人権侵害であったかどうかを気にしている。その分、人権問題に自覚的な人々である。

人権侵害経験と人権問題の意見の関係は、どうだろうか。表 32 をみられたい。人権侵害経験が「ある」人は、人権問題の意見で制度型を答えた人の比率がより高く、「ない」人は思い型を答えた人の比率がより高い。「ある」と答えた人は「ない」と答えた人よりも、人権問題を社会の問題と捉える傾向にある。そこには、自らの人権侵害経験を我慢するか個人的な相談でしか対応できなかったことの悔いが表われていると思われる。「分からない」と答えた人も、これに準じるとと思われる。人権侵害経験は、個人を越えた人権問題という理解を導いている。

人権侵害経験と人権問題解決への態度の関係は、どうだろうか。表 33 をみられたい。「ある」と答えた人と「ない」と答えた人の間で、人権問題の解決における行動型の比率に、有意な差はない。人権侵害経験は、人権問題解決への態度を導いていない。人権侵害かどうか「分からない」人では、行動型の比率がより低く、「分からない」とする人の比率がより高

い。これは理解できる結果である。

同じことは、差別的言動への対応についてもいえる。表 34 をみられたい。人権侵害経験が「ある」人と「ない」人の間で、差別的言動への対応における説明型の比率に、有意な差はない。人権侵害経験は、差別的言動への対応を導いていない。他方、人権侵害であったかどうか「分からない」人では、説明型の比率がより低く、放置型の比率がより高い。この人々の多くは、差別的言動（一般）への対応にも自信がない。しかし、無関係型や迎合型になることはないと思われる。

3) 記事を読む頻度

役場では、毎月発行の広報紙に人権啓発記事「人権シリーズ」を掲載している。調査では、回答者にこれをどの程度読んでいるかを聞いている。表 35 をみられたい。記事を「いつも読んでいる」人は 24.5%である。「読んだり、読まなかったりする」人は 57.0%である。多くの回答者にとって、記事の面白さが、記事を読む動機を決めていると思われる。

記事を読む頻度を世代別にみると、表 36 のとおりである。若年層に「まったく読んでいない」人の比率がより高く、高年層に「いつも読んでいる」人の比率がより高い。それは、先にみた、若年層に人権問題の知識がより少なく、高年層により多い事実と照応する。若年層には、そもそも広報を読まない人が多いと思われる。中年層に、「読んだり読まなかったりする」人の比率がより高い。中年層には、記事を読み分けている人が多いと思われる。

「家族との話題」と記事を読む頻度の関係は、どうだろうか。表 37 をみられたい。人権問題を家族との間で「話題にした」人は、記事を「いつも読んでいる」比率がより高く、「しなかった」人は、「まったく読んでいない」比率がより高い。「家族との話題」と記事を読むかどうかは、たがいに繋がっている。記事そのものが、「家族との話題」になっている可能性もある。しかし、記事を「読んだり読まなかったりする」人の比率は、「話題にした」と「しなかった」の間に有意な差がない。どちらも記事を読み分けていると思われる。それだけ、記事の内容の工夫が重要となる。

記事を読む頻度と人権問題の知識の関係は、どうだろうか。表 38 をみられたい。記事を読む経験と人権問題の知識は、正の相関にある。記事を読む頻度は、人権問題の知識を導いている。ただしここには、2つの留意点がある。一つ、記事を読む頻度だけが、人権問題の知識の多寡を決めているとは思えないということ。二つ、そもそも人権問題に関心のある人が記事を読んでいるとすれば、記事を読む頻度と人権問題の知識が相関するのは当然だということ。しかし、これらの点を考慮した上でもなお、記事を読む頻度は、人権問題の知識を導いていると思われる。そのことは、とくに町の人権擁護委員に関する知識について指摘される。記事（および広報）では、人権擁護委員のことが報じられている。ゆえに記事（および広報）を読む人は、その情報に接する分、人権擁護委員の存在を知る機会が多くなる。

記事を読む頻度と人権問題の認知の関係は、どうだろうか。表 39 をみられたい。記事を読む経験と人権問題の認知は、正の相関にある（「女性」と「インターネット」を除く）。記事を読むことは、人権問題の認知を導いている。しかし、「いつも読んでいる」と「読んだり読まなかったりする」人の間に、有意な差がない人権問題が多い。ここでも、「読んだり読まなかったりする」人は、記事を読み分けていると思われる。

記事を読む頻度と人権問題の意見の関係は、どうだろうか。表 40 をみられたい。記事を

「いつも読んでいる」人に、人権問題で制度型の意見の比率がより高い。しかし制度型の人につき、「読んだり読まなかったり」と「まったく読んでいない」の間に、比率の有意な差がない。また、「読んだり読まなかったり」する人に、思い型の意見の比率がより高い。記事は、人権問題の意見を導いている。しかしその影響は十分ではない。

記事を読む頻度と人権問題解決への態度の関係は、どうだろうか。表 41 をみられたい。記事を「いつも読んでいる」人に、人権問題の解決で行動型の比率がより高い。また、記事を「まったく読んでいない」人に、「分からない」と答えた人の比率がより高い。記事を読む頻度は、人権問題解決への態度を導いている。しかし、そもそも人権問題に関心が強い人が記事を「いつも読んでいる」とすれば、この結果は当然である。他方、模索型の態度につき、「読んだり読まなかったりする」人の比率が、「まったく読んでいない」人より高い。「読んだり読まなかったりする」人では、記事は、人権問題解決への態度を導いていない。

記事を読む頻度と差別的言動への対応の関係は、どうだろうか。表 42 をみられたい。記事を「いつも読んでいる」人に、差別的言動への対応で説明型の人の比率がより高い。「読んだり読まなかったりする」人に、放置型の比率がより高い。「まったく読んでいない」人に、放置型、拒絶型、迎合型の人の比率がより高い。記事を読むことは、差別的言動への対応を導いている。ここでも、そもそも人権問題に関心のある人が記事を読んでいるとすれば、それは当然の結果である。

5 人権問題まとめ

回答者は全体に、人権問題の知識をもつ度合が高く、人権問題を認知する度合も高い。若年層は、高年層と比べて知識をもつ度合がより低い。しかし若年層は、高年層より人権問題を認知する度合が高い。知識は認知を導いていない。しかし、この知識と認知の関係を即座に絶対化することはできない。

回答者は全体に、人権問題の意見において前向きである。その上で、若年層は人権問題を合理的に捉える傾向にあり、高年層は心情的に捉える傾向にある。しかし、人権問題の知識や認知は、人権問題の意見を十分に導いていない。それは、人権問題の知識や認知が不十分であるためなのか、他の要因が人権問題の意見の形成に介在しているためなのか。おそらくその双方と思われる。

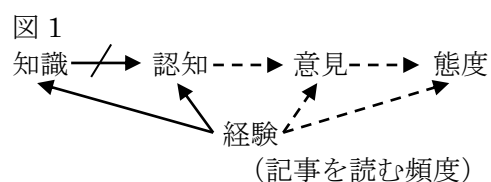
人権問題解決への態度に前向きな態度（行動型）を取る回答者は、半数に及ばない。逆に後向きの態度、とくに模索型の回答者が多い。この意味で、人権問題の解決への道は半ばである。人権問題の意見は、人権問題解決への態度を導いている。しかしその影響は十分ではない。

差別的言動への対応で説明型の人、回答者の過半数である。同時に放置型、迎合型の人も多い。差別的言動を正す態度の形成は、道半ばである。人権問題に前向きの意見の人は、差別的言動への対応で説明型の人が多い。しかし同時に、差別的言動への対応に後向きの人（放置型）も多い。人権問題に前向きの意見は、差別的言動への対応を導いている。しかしその影響は十分ではない。

人権問題について家族との間で「話題にした」人は、「しなかった」人より人権問題の知識、認知、態度において、前向きである（人権問題の意見では、明確な傾向はなかった）。それは、差別的言動への対応についても同様である。人権侵害経験の「ある」人は、「ない」人より、人権問題を心情を越えた社会制度の問題と捉える傾向にある。しかし、人権侵害経験は、人権問題解決への態度を導いていない。差別的言動への対応でも同様である。人権啓発記事は、高年層により読まれ、また、人権問題を話題とする家庭でより読まれている。記事を読む行為は、人権問題の知識・認知を導いている。しかし、意見、態度は十分に導いて

いない。

以上を図示すると、図1のようになる。



(—→ 機能している - -> 不十分に機能している — / → 機能していない)

このような調査結果から、社会啓発に対して3つの課題が導かれる。一つ、人権問題解決への態度が、十分に形成されていない。それは、人権問題の意見が人権問題解決への態度、差別的言動への対応において後退する点に鮮明である。人権問題解決に実践的な態度を形成することこそ、社会啓発の目標である。二つ、人権問題の知識→認知→意見→態度の連鎖が、プラスの方向で十分に機能していない。その連鎖が、実践的な態度の形成に収斂するように、社会啓発の構造が見直されなければならない。そのためには、知識・認知・意見が確実に態度に収斂するように、それらの中身の理解をさらに深めるような社会啓発が必要となる。三つ、人権問題に関わる過去の経験（人権問題を家族との間で話題にした経験、人権を侵害された経験、広報記事を読んだ経験）は、おおむね、人権問題の知識・認知・意見を導いている。表43をみられたい。しかしそれは、人権問題の態度を十分に導いていない。社会啓発ができることは、より多くの町民が広報記事を読むように、その内容の工夫をすることである。記事の内容が家族と話題にされるなら、なおさら好ましい。

Ⅲ 同和問題をめぐる住民意識

1 住民意識の全体構造

大崎上島町にも同和地区があり、種々の同和問題がある。旧町時代以来、部落解放運動団体も行政も、同和問題の解決に努力してきた。住民啓発も重ねられてきた。そして、その努力が新生の町に引き継がれた。本調査も、今後の同和問題（および人権問題）解決に向けた啓発指針の基礎資料を得るために行なわれた。ここでは、同和問題に関わる調査結果の分析を行なう。

1) 同和問題の知識

そもそも町民は、同和地区や同和問題のことを知っているだろうか。表 44 をみられたい。回答者の 90.9%が、同和地区や同和問題のことを知っている。その内 68.2%の回答者が、同和地区や同和問題の存在を 18 歳以前（子どもの頃）に知っている。彼・彼女らが知った契機については、この後に触れる。

同和問題の知識を性別・世代別にみると、表 45 のとおりである。性別では、同和地区・同和問題を知った時期に有意な差はない。世代別では、若年層に 18 歳以前に知った人の比率がより高く、高年層に 18 歳以後に知った人の比率がより高い。「いつ頃知ったのか、よく分からない」と答えた人の比率は、若年層と高年層にやや高い。若年層は同和地区・同和問題の話の印象が弱かったから、高年層は遠い過去のこと、いつ知ったか忘れたと思われる。

回答者が同和地区・同和問題のことを知った契機は、表 46 のとおりである。「学校の授業で教えてもらった」と答えた人の比率がもっとも高く、「家族や、親戚の人から聞いた」が続いている。同和地区・同和問題についての初期印象は、その後の基本的イメージを固着させかねない。その意味で、最初に知った契機の意味は小さくない。一般に、学校の授業、マスコミ、本を経て知った場合は、同和地区・同和問題のことを「差別があってはならない」とする方向で知る可能性が大きい。これに対して、家族や親戚、職場や近所の人、学校の友人を経て知った場合は、差別的な方向で知る可能性が大きい。調査では、回答者は、差別があってはならないとする方向 39.1%、差別的な方向 42.9%と、ほぼ半々の方向で同和地区・同和問題のことを知っている。

同和地区・同和問題のことを知った契機を世代別にみると、表 47 のとおりである。若年層は、学校の授業（同和教育）で知った人の比率がより高い。高年層は、家族や親族、近所の人、学校の友人などインフォーマルな情報網により知った人の比率がより高い。高年層は、同和地区・同和問題のことを差別的な方向で聞いた可能性がより大きい。しかし、初期イメージは、その後の学習により変更可能なものである。ゆえにそれは、現在の同和地区・同和問題の理解を知る尺度にはならない。高年層に「覚えていない」と答えた比率がより高い。これは、遠い昔のことゆえ、同和地区・同和問題のことを最初に知った経緯を忘れたからと思われる。

回答者は、同和問題に関する基本的知識である同対審答申のことを、どの程度知っているだろうか。表 48 をみられたい。回答者の 75.5%が、同対審答申のことを知っている。この数値は低くない。それは、旧町時代の社会啓発の成果と思われる。世代別では、若年層に知っている人の比率がより低く、高年層により高い。若年層は、学校教育で同対審答申の話を聞かなかったと思われる。高年層は、地域懇談会などで同対審答申の話を聞く機会が多かったと思われる。

2) 同和問題の認知

調査では、回答者に、同和問題の認知（現在同和問題があると思うか）について聞いている。ここでは回答の選択肢を整理して、「あると思う」と「少しはあると思う」を「あると思う」に一括する（選択肢の「あると思う」と「ないと思う」の間隔が不均衡である）。表 49 をみられたい。回答者の 66.0%が、現代日本または大崎上島町に同和問題が「あると思う」と答えている。先に、知識の上では、回答者のほとんどが同和問題のことを知っていた。しかし、同和問題が現在も「あると思う」回答者は、急減している。ただし、「ないと思う」には、同和問題を「ないことにしたい」の意味が含まれる可能性がある。また「分からない」には、「考えたくない」の意味が含まれる可能性がある。そこには、同和地区の人が含まれる可能性がある。差別が、彼・彼女らの心に重く被さっている。このように解釈すると、同和問題があると思っている人の比率は、さらに高くなる。もとより、その比率を算定する術はない。

回答者は、どのような場面で同和問題があると思っているのだろうか。表 50 をみられたい。それは、表 49 において同和問題が「あると思う」と答えた人につき、同和問題がある場面聞いたものである。回答比は、各項目の回答が回答総数に占める比率であり、回答者比は、各項目の回答者が回答者総数に占める比率である。回答は選択肢リストからの複数回答で、1人当たり 2.0 の場面を挙げている。もっとも多くの回答者が同和問題がある場面として挙げたのは、結婚である。回答比では 44.5%、回答者比では 84.8%の人が、結婚を挙げている。この中には、自らの体験を答えた人が含まれると思われる。これに「居住地を聞かれたとき」が続いている。この多くは、同和地区の人の回答と思われる。というのは、非同和地区の人が、居住地を聞かれて差別と感ずることはないからである。部落差別は、まずは系譜に基づく差別である。この点は、後で詳細に分析する。次いで、居住地に基づく差別である。この場合、居住地は、姻戚関係の代替指標とされている。次いで、就職差別である。差別は貧困を生み、貧困は教育の機会を奪い、後者は就職の機会を奪う。これに、ときどき企業による差別が加わる。こうして、就職・就業の門戸が狭くなる。回答傾向は、これらの部落差別の実態をよく反映している。回答者は、その他、種々の場面で同和問題が生じていることを知っている。

同和問題の認知を世代別にみると、表 51 のとおりである。若年層に、「あると思う」と答えた人の比率がより低く、「分からない」と答えた人の比率がより高い。そこには、同和問題の話を聞く機会が少なかったこと、とくに学校での学習機会が減った事情があると思われる。「あると思う」と答えた人の比率は、中年層でもっとも高い。その原因は、中年層が、かつて学校で同和問題の話を接する機会が多かったためと思われる。

同対審答申の知識と同和問題の認知の関係は、どうだろうか。表 52 をみられたい。同対審答申を「知っている」人に「あると思う」の比率がより高く、「知らない」人に「分からない」の比率がより高い。知識は認知を導いている。同時に、「知っている」人に「ないと思う」「分からない」と答えた人がいる。この場合は、知識は認知を導いていない。こうして、知識は認知を導いている。しかしその影響は十分ではない。

3) 同和問題の意見

回答者は、同和問題はなぜ生じるとしているのだろうか。表 53 は、表 49 において同和問題が「あると思う」と答えた人につき、同和問題の原因について聞いたものである。回答は選択肢リストからの複数回答で、1人当たり 5.6 の原因を挙げている。同和問題の原因を非同和地区住民の側に帰する選択肢と同和地区住民（および同和行政）の側に帰する選択肢に

括って回答率をふり分けると、前者に原因を帰する選択肢の回答率の合計は 55.5%であり、後者に原因を帰する選択肢の回答率の合計は 42.0%である（「その他」を除く）。ここで、同和問題の原因を同和地区住民（および同和行政）に帰する考えが根強い実態が分かる。その代表的な考えは、「同和地区だけに特別な対策を行ってきたから」とする対策原因論と、「同和問題が残っていることを教育・啓発で取り上げて広めているから」とする自然解消論である。自然解消論については、後で詳しく分析する。

回答者は、どうすれば同和問題が解決できると思っているのだろうか。調査では、回答者（全員）に「同和問題を解決するために、あなたは何が大切だと思いますか」と聞き、回答を選択肢リストからの複数回答で選択させている。表 54 をみられたい。問題解決の努力を非同和地区住民の側に求める選択肢と同和地区住民の側に求める選択肢にふり分けると、前者に努力を求める選択肢（行政の努力を含める）の回答率の合計は 54.3%であり、後者に努力を求める選択肢の回答率の合計は 44.0%である（「その他」「分からない」を除く）。それは、上にみた同和問題の原因の場合とほぼ同じ傾向にある。同和問題の原因は、同和問題の解決と連続することから、この結果は信頼できるものである。ここで、同和問題の解決を同和地区住民の側に求める考えが根強い実態が分かる。その代表的な考えは、「同和地区の人が固まって生活しないで、分散して住む」とする部落分散論、「自然に解決するのを待つ」とする自然解消論、「同和地区の人が同和問題の解決を目指して努力すること」とする部落自立論である。ここでも自然解消論が登場する。

回答者は、同和問題との関わりについてどう考えているのだろうか。調査では、回答者に「あなたご自身と、同和問題のかかわりについて、どのようにお考えでしょうか」と聞き、選択肢リストから「あなたの考えに近いものを 1 つ」選択させている。選択肢は、「同和問題は日本の社会問題であるから、国民の一人として解決に努力していく」（これを国民型と呼ぶ）、「同和問題は同和地区の人たちだけの問題ではなく、私たち一人ひとりの問題であり、この問題の解決に努力していく」（これを自分型と呼ぶ）、「同和問題は自分と直接は関係ないが、日本の社会問題であり、誰かしかるべき人が解決してくれると思う」（これを誰か型と呼ぶ）、「同和問題は、同和地区の人たちだけの問題だから、自分とは関係のない問題であると思う」（これを無関係型と呼ぶ）、および「分からない」である。表 55 をみられたい。回答率は、国民型、自分型、誰か型、無関係型、「分からない」の順に高くなっている。同和問題が同和地区の人たちだけの問題ではなく、（建前としてでも）社会の問題であると思う回答者は、全体の 72.7%である。回答者の間に同和問題が解決されるべき問題であるという合意は、ほぼ成立している。とはいえ、自分型を答えた人は、31.5%に止まる。先に、人権問題の解決において「できるところから行動したい」と答えた行動型の人は 44.3%であった（表 13）。同和問題において、行動型に照応する自分型は、減少している。他方、国民型の「国民の一人として努力する」という言葉には、同和問題に関わるべきだという意思がある。しかしそれは、実際は「誰かしかるべき人が解決してくれる」とする誰か型に近い意見である。また、「国民の一人として」は、自ら積極的には何もしない意見である。「分からない」も、何もしない人である。これらの人を含めると、同和問題の解決に後向きな人は 69.5%に及ぶ。同和問題の主体的な受け止めは、道半ばにある。

同和問題との関わりを世代別にみると、表 56 のとおりである。若年層に「分からない」の比率がより高く、高年層に自分型、国民型の比率がより高い。先にみた人権問題の解決への態度では、若年層に模索型の比率、高年層に行動型の比率がより高かったが（表 14）、この傾向はそれに照応する。若年層に同和問題との関わりへの想像力を欠いた人がより多く、高年層に豊かな人がより多い。若年層にとって同和問題はより遠い問題であり、高年層にとって

より近い問題である。それは、学習や生活、関心の差によるものと思われる。

同和問題の認知と同和問題との関わりとの関係は、どうだろうか。表 57 をみられたい。同和問題が「あると思う」と答えた人で、同和問題との関わりで自分型、国民型の比率がより高い。全体に、認知と関わりは正の相関にある。しかしその傾向は鮮明でない。「ないと思う」人の回答は、すべて論理矛盾である、それらは、同和問題との関わりとの質問に誘導されたものと思われる。これらの人々にとって、同和問題は遠い問題であると思われる。ただし、回答が少なく断定はできない。同和問題があるかどうか「分からない」人が、同和問題との関わりで自分型、国民型、誰か型を答えている。この「分からない」は、「分からないが、もしあるとすれば」という意味と思われる。同和問題の認知は、意見（同和問題との関わり）を導いている。しかしその影響は十分ではない。

過去の人権問題に関する経験と同和問題との関わりとの関係は、どうだろうか。表 58 をみられたい。人権問題について家族との間で「話題にした」ことがある人は、同和問題との関わりで自分型を答えた人の比率がより高い。「しなかった」人は、「分からない」と答えた人の比率がより高い。「家族との話題」は、同和問題との関わりを導いている。表 21 で、同和問題について家族との間で話題にしたと答えた人は、12.8%であった（複数回答）。この事実を考慮すると、この人々の間では、同和問題が、部落差別をなくす方向で話題にされたことが分かる。

人権侵害経験と同和問題との関わりとの関係は、どうだろうか。表 59 をみられたい。人権侵害経験のある人は、同和問題との関わりで自分型を答えた人の比率がより高い。この点を除いて、他にとくに有意な相関はみられない。人権侵害経験は、同和問題との関わりを十分に導いていない。

4) 同和問題の態度

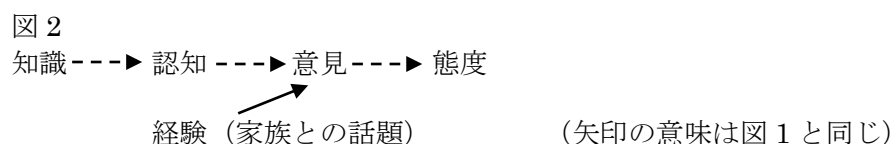
同和問題の意見と同和問題の解決への態度の関係は、どうだろうか。この問いについては、後の、家族の同和地区の人との結婚への態度の箇所でも分析する。ここでは、それを、同和問題の意見と（同和問題を含む）人権問題の態度の関係をみる形で間接的に検証する。表 60 をみられたい。同和問題との関わりで自分型を答えた人に、人権問題の解決で行動型を答えた人の比率がより高い。国民型の人に、模索型を答えた人の比率がより高い。誰か型、無関係型は、回答が少なく分析できない。「分からない」と答えた人は、「その他」を答えた人の比率がより高い。「その他」の中身は記述が少なく、分析できない。自分型および国民型の人につき、同和問題の意見は、人権問題解決への態度を導いている。

同和問題への関わりと差別的言動への対応の関係は、どうだろうか。表 61 をみられたい。同和問題への関わりで自分型の人に、差別的言動への対応で説明型の比率がより高い。次いで、国民型の人に説明型の比率がより高い。「分からない」と答えた人に、模索型を答えた人の比率がやや高い。しかし、自分型と国民型の間に、「自信がない」の有意な差がない。同和問題への関わりは、差別的言動への対応を導いている。しかしその影響は十分ではない。

5) 中間まとめ

回答者のほとんどが、同和地区や同和問題のことを知っている。その多くは、18 歳以前に知っている。回答者は、同和地区・同和問題のことを、差別はあってはならないとする方向と差別的な方向の半々で聞いている。回答者の過半数が、現代日本または大崎上島町に同和問題があると答えている。その際、同和問題はまずは結婚と居住地の場面で生じていると答

えている。同和問題の知識（同対審答申）は、同和問題の認知を十分に導いていない。同和問題が「あると思う」人は、同和問題の原因を、非同和地区住民に帰する人と同和地区住民（および同和行政）に帰する人に分かれる。また回答者は、同和問題解決の努力を、非同和地区住民の側に求める人と同和地区住民の側に求める人に分かれる。しかし回答者は、同和問題が同和地区の人たちだけの問題ではなく、建前としてでも社会の問題であると思う傾向にある。その上で、同和問題の知識は、同和問題の認知を十分に導いていない。同和問題の認知は、同和問題の意見（同和問題との関わり）を十分に導いていない。同和問題の意見は、人権問題（同和問題）の態度を十分に導いていない。過去の人権問題に関わる経験は、同和問題の意見を導いている。これらの傾向は、図 2 のように図示される。ここから、社会啓発のために 2 つの課題が導かれる。まず、同和問題を解決する行動への志向性が弱い。そのための実践的態度をどう形成するか。社会啓発の目標は、この一点に尽きる。次に、同和問題の知識・認知・意見の機能連鎖が、確実なものになっていない。それらを実践的態度の形成に繋げるためには、その連鎖を確実なものとしなければならない。そのためには、知識・認知・意見の中身の理解を確実にするような社会啓発にしなければならない。



2 同和地区の人との家族の結婚

1) 基本的質問

部落差別は、典型的に結婚差別の形をとる。調査では、結婚について 2 つの質問をしている。まず、結婚一般（について）の意見である。すなわち、「結婚は二人の合意によって成立することになっていますが、現実はいろいろな理由で、家族やまわりの人たちが反対することがあります。このことについて、あなたはどのように思われますか」と聞いている。選択肢は、「当人同士の合意があればよい。まわりの意見に左右されるべきではない」（これを当人決定型と呼ぶ）、「家族やまわりの人の意見も無視できないが、当人同士の合意がより尊重されるべきである」（これを当人尊重型と呼ぶ）、「当人同士の合意も無視できないが、家族やまわりの人の意見がより尊重されるべきである」（これを周囲尊重型と呼ぶ）、「当人同士の合意より、家族やまわりの人の意見が尊重されるべきである」（これを周囲決定型と呼ぶ）である。表 62 をみられたい。結婚の意志決定を当人が行なう当人決定型と当人尊重型を合わせて、93.3%に及ぶ。これは高い数値である。それは、旧町時代の社会啓発の成果なのだろうか。しかし当人尊重型には、「家族やまわりの人の意見も無視できないが」とある。それは、「差別を是とする意見も無視できないが」という意味である。この意見は、当人と周囲の人の中で揺れている。この回答率が 79.6%である。このことを考えると、回答は、かならずしも楽観できる結果ではない。

結婚の意見を性別・世代別でみると、表 63 のとおりである。男性に当人決定型、女性に当人尊重型の比率がやや高い。それは、重要な意思決定における男性の優位な地位を反映したものと思われる。世代別では、中年層に当人尊重型を選んだ人の比率がやや高い。それは、学校で経験した同和教育や、子どもの結婚問題を抱える世代という事情によると思われる。若年層では、当人決定型、当人尊重型を合わせて 93.3%になる。高い比率である。しかし、当人決定型に限っていえば、比率がとくに高いわけではない。人権問題に鋭敏な若年層の意見は、ここには表われていない。

調査では、同和地区の人との家族の結婚（これを「家族の結婚」と呼ぶ）を想定した問い

を設け、「あなたの家族が、同和地区の人との結婚を考えていたら、あなたはどうしますか」と聞いている。選択肢は、「結婚に賛成する」「本人の意思が強ければ、仕方なく受け入れる」「結婚に反対する」「その他」「分からない」である。表 64 をみられたい。「賛成する」と「本人の意思が強ければ、仕方なく受け入れる」を答えた人が、53.4%である。結婚は本人の意思によるべきとする回答の比率が、結婚一般についての回答（93.3%）から急減している。しかも「本人の意思が強ければ、仕方なく受け入れる」は、「本人が家族（そこには回答者自身も入っている）や親戚の反対に挫けなければ、結婚を認める」、すなわち「本人が勝手に結婚するのは認めざるをえない」という意味である。ゆえに、「本人の意思が強ければ、仕方なく受け入れる」とは、厳密には論理矛盾である。それは結局、「反対する」と同じ意見である。「分からない」も、家族や親戚の反対を批判しないという意味で、「反対する」に準じる。先の質問における本人尊重型の回答者（の多く）が、ここでは「仕方なく受け入れる」と「分からない」に分岐したと思われる。このように、質問が結婚一般から「家族の結婚」に変わって、回答が結婚差別を容認しかねない態度に変わっている。すなわち、結婚一般についての回答の多くは、建前であったということになる。「家族の結婚」に「賛成する」人が回答者の 25.8%いるものの、社会啓発の重い課題が出されている。

「家族の結婚」を性別・世代別にみると、表 65 のとおりである。性別では、男性に「仕方なく受け入れる」人の比率がやや高く、女性に「分からない」と答えた人の比率がやや高い。結婚一般の質問において、本人決定型の比率がやや高かった男性、本人尊重型の比率がやや高かった女性の意見が、ここでは一步後退している。世代別では、若年層に「賛成する」人の比率がより高い。それは、未婚であれ既婚であれ、自らの結婚問題が身近かで、干渉されたくない思いが強いためと思われる。結婚一般の意見では、若年層は、特段の傾向を示していなかった。高年層に、「仕方なく受け入れる」の比率がより高い。高年層は、人権問題の態度では行動型、同和問題の意見では自分型の比率がより高かった。これらの回答の脆さが、ここで露呈している。

結婚一般の考えと「家族の結婚」の関係は、どうだろうか。表 66 をみられたい。結婚一般で本人決定型の人において、「家族の結婚」に「賛成する」と「仕方なく受け入れる」の比率が 66.7%である。しかしその内、「賛成する」人、すなわち、意見と態度が一貫した人は、38.9%である。「分からない」と答えた人も 31.5%いる。ただし、本人決定型の回答が少なく、この傾向を断定することはできない。本人尊重型では、「賛成する」「仕方なく受け入れる」の比率は 53.3%であるが、その内、「賛成する」と答えた人は 24.2%に止まる。また、「分からない」と答えた人が 34.8%を超える。ここにも、本人尊重型の意見の脆さが露呈している。周囲尊重型、周囲決定型については、回答が少なく分析できない。

2) 認知と家族の結婚

同和問題の認知と「家族の結婚」の関係は、どうだろうか。表 67 をみられたい。同和問題が「あると思う」人では、「家族の結婚」に賛成する人は 29.1%に止まる。「仕方なく受け入れる」と「分からない」と答えた人は、60.2%である。先にみたように、これらは、実際は「家族の結婚」に反対しかねない人々である。ここから、同和問題の認知が意見を導いても、それは「家族の結婚」には及んでいないことが分かる。また、同和問題が「ないと思う」と答えた人の多くが、「仕方なく受け入れる」「分からない」「反対する」と答えている。これは論理矛盾である。この「ないと思う」は、「ないことにしたい」という意味と思われる。ただし回答が少ないので、その傾向は断定できない。同和問題があるかどうか「分からない」と答えた人の過半数が、「家族の結婚」で「分からない」と答えている。すなわち、同和問題があるかどうか「分からない」人は、ここで、同和問題が「ある」ことを認めている。

3) 意見と家族の結婚

同和問題との関わりと「家族の結婚」の関係は、どうだろうか。表 68 をみられたい。同和問題との関わりで自分型の人に、「家族の結婚」に「賛成する」人の比率がより高い。しかし他の人々は、動揺するか反対の立場にある。国民型では、その傾向がより強い。同和問題の関わりが「分からない」人に「家族の結婚」で「分からない」と答えた人が多い。この人々を含めて、76.8%が「家族の結婚」に動揺するか反対している（「その他」を除く）。ここに、同和問題の関わりの脆さが、「家族の結婚」で露呈している。

人権問題の意見と「家族の結婚」の関係は、どうだろうか。表 69 をみられたい。人権問題の意見で制度型の人に、「賛成する」と答えた人の比率がより高い。これに対して、「思い型」の人に、「分からない」と答えた人の比率がより高い。ここから、制度型が思い型より人権問題に前向きな意見であることが分かる。とはいえ、制度型では 53.2%、思い型では 65.1%の人が、「家族の結婚」に動揺している（「仕方ない」＋「分からない」）。人権問題の意見は、「家族の結婚」に及んでいない。

調査で、部落差別の自然解消論への意見を聞いている。すなわち、「部落差別は、そっとしておけば自然になくなる」という考えがあります。あなたの考えをお聞かせ下さい」と問い、「自然になくなる」「なくなる」「分からない」の選択肢を設けている。この結果の分析は後で行なう。その前に、自然解消論への意見と「家族の結婚」の関係についてみておく。表 70 をみられたい。全体に、自然解消論への意見と「家族の結婚」は、正の相関にある。自然解消論への意見で「分からない」人は、「家族の結婚」で「分からない」と答えた比率がより高い。次に、自然に「なくなる」と答えた人は「賛成する」と答えるはずである。しかし、「仕方なく受け入れる」「反対する」「分からない」と答えた人が多い。同和問題が自然に解消するなら「家族の結婚」に動揺することはないはずである。ここから、自然解消論が差別意識であることが分かる。自然に「なくなる」と答えた人の 61.9%が、「家族の結婚」で動揺・反対している。同和問題に前向きな態度（自然解消論を否定）は、「家族の結婚」に及んでいない。

4) 態度と家族の結婚

人権問題における差別的言動への対応と「家族の結婚」の関係は、どうだろうか。表 71 をみられたい。差別的言動への対応で説明型の人に、「賛成する」と答えた人の比率がより高い。放置型の人に、「仕方なく受け入れる」と答えた人の比率がより高い。差別的言動への対応と「家族の結婚」は、正の相関にある。しかし説明型の人の 56.5%が、「家族の結婚」に動揺している。「反対する」と答えた人さえいる。この人々では、人権問題への態度が「家族の結婚」において挫けている。放置型では、これらの傾向がより強くなる。人権問題における実践的態度は、「家族の結婚」で挫けている。

5) 経験と家族の結婚

同和問題・人権問題に関わる過去の経験と「家族の結婚」の関係は、どうだろうか。まず、「家族との話題」と「家族の結婚」の関係である。表 72 をみられたい。人権問題について家族との間で「話題にした」人に、「賛成する」と答えた人の比率がより高い。「しなかった」人に、「分からない」と答えた人の比率がより高い。「家族との話題」は、「家族の結婚」への態度を導いている。しかし同時に、「話題にした」人に、「仕方なく受け入れる」と答えた人の比率も高い。「分からない」と答えた人も 4 人に 1 人いる。この点では、「家族との話題」

は、「家族の結婚」への態度を導いていない。「しなかった」人では、「賛成する」はもとより、「仕方なく受け入れる」の比率さえ小さい。その分、「分からない」の比率が大きくなる。

人権侵害経験と「家族の結婚」の関係は、どうだろうか。人権侵害経験のある人は、その傷みの記憶から、「家族の結婚」に賛成すると思われる。表 73 をみられたい。人権侵害経験のある人に、「賛成する」と答えた人の比率がより高い。経験がない人に、「家族の結婚」に動揺する人の比率がより高い。人権侵害経験は、「家族の結婚」への態度を導いている。しかし経験がある人にも、動揺する人が少なくない。この人々では、自らの傷みが、「家族の結婚」を阻まれる人の傷みに及んでいない。また、人権侵害を受けたかどうか「分からない」人は、少なくとも、自らの人権を気にしている。しかしその人々に、「家族の結婚」に賛成の人の比率がより低く、動揺する人の比率がより高い。自らの人権と、結婚を阻まれる人の人権との距離（想像力）は遠いと思われる。

広報記事を読む頻度と「家族の結婚」の関係は、どうだろうか。表 74 をみられたい。記事を「いつも読む」人に、「賛成する」と答えた人の比率がより高い。「ときどき読む」人に、「仕方なく受け入れる」と答えた人の比率がより高い。「読まない」人は、「分からない」「反対する」と答えた人の比率がやや高い。記事を読む行為は、「家族の結婚」への態度を導いている。しかし、「いつも読む」人と「ときどき読む」人の間で、「分からない」の比率に有意な差がない。「ときどき読む」人と「読まない」人の間で、「賛成する」の比率に有意な差がない。このように、記事を読む頻度と「家族の結婚」への態度の関係は、一貫していない。その原因は、記事が「家族の結婚」の啓発に及んでいないため、また、記事を読む頻度と「家族の結婚」の間に別の要因が介在しているためと思われる。

6) 中間まとめ

同和地区の人との「家族の結婚」に賛成する人は 25.8%で、動揺する人（「反対する」に組織しかねない人）が 63.0%である。これが、大崎上島町の部落差別の現実である。結婚一般に対して当人決定型、当人尊重型であった人が、「家族の結婚」に賛成する人は、（「仕方なく受け入れる」人を含めても）急減している。同和問題の認知、意見、態度で前向きの人の 3～4 割は、「家族の結婚」においても「賛成する」と答えている。逆に、「家族の結婚」に「反対する」人は、おおむね 1 割以内に収まっている。このように、結婚差別の解決に展望がないわけではない。しかし、「賛成する」人はつねに少数派である。過半数の人が、認知、意見、態度で前向きであっても、「家族の結婚」で挫折する。人権問題に関わる過去の経験も、「家族の結婚」に及んでいない。ここから、2 つのことが分かる。一つ、結婚差別は、同和問題の認知、意見、態度の深層に発する部落差別であるということ。二つ、結婚問題への態度は、同和問題の認知、意見、態度の真正さを測定する尺度となるということ。同和問題の認知、意見、態度が一貫して前向きで、その延長で「家族の結婚」に賛成し、かつ、結婚に反対する周囲の人を批判する。このような人が、少数ながらいる。この人々を核とし、輪をどのように広げていくか。啓発課題の最終目標は、ここにある。

3 同和行政の評価

同和問題の解決は、同和地区の人々に対する差別をなくし、同和地区の人々の差別による不利益をなくし、さらに、個人の意識を越えた、差別を含む社会構造を変革することによって可能となる。そのためには、個人の実践だけではなく、それを越えた体制的な（地域ぐるみの）取り組みが不可欠となる。体制的な取り組みこそが、個人の実践を可能とし、促し、結実させるともいえる。その体制的な実践を担う主体は、行政である。行政の取り組みは、住民の意思の総和であり、同時に、住民の意思の転輸手である。同和行政（同和教育を含む）

以下同じ)は、同和問題の解決の最重要の鍵となる。ゆえに、住民が同和行政をどのように評価しているかを知ることが、調査の必須の課題となる。

1) 同和問題の原因と解決

調査では、同和問題が「あると思う」と答えた人に同和問題の原因(表 53)を聞き、回答者全員に同和問題を解決するために大切なこと(表 54)を聞いている(いずれの問いも複数回答)。同和問題の原因において、同和行政を続行・充実すべきという方向の選択肢(「差別を禁止する法律がないから」「国や県、町の取り組みがまだまだ弱いから」)の回答は、全体(626 回答)の 11.8%であった。これに対して、同和行政を不要とする方向の選択肢、「同和問題が残っていることを教育・啓発で取り上げて広めているから」の回答は 10.7%で、「同和地区だけに特別な対策を行ってきたから」の回答は 20.6%であった。前者の意見は、「教育・啓発で取り上げて広めなければ、同和問題は自然に忘れ去られる」という自然解消論であり、後者の意見は、「特別な対策こそが同和地区住民への反感を醸成している」という対策原因論である。対策原因論は、差別の原因を同和地区住民に帰する意見(「同和地区の生活実態が低い水準にあるから」「同和地区住民の努力が足りないから」と表裏の関係にある。自然解消論と対策原因論の選択を合わせて 31.3%で、これに差別の原因を同和地区住民に帰する意見を合わせると、37.2%になる。これに対して、「同和地区に対する偏見が強く、町民の人権意識が低いから」「世間では同和問題に関する話題を避ける傾向にあるから」という意見(合わせて 37.0%)は、同和問題の原因を町民の差別意識に求める意見である。これらは、行政の取り組みを後押しする意見である。これと、先の同和行政を続行・充実すべきという方向の回答を合わせると、44.8%になる。このように、同和行政に対する評価は、割れている。

次に、同和問題を解決するために大切なことへの回答において、「行政が問題解決のため積極的に努力すること」と答えた回答が全体(632 回答)の 17.4%である。「町民が同和問題に正しい理解を持ち、問題解決のため努力すること」(36.9%)の意見も、同和行政を支える方向にある。これに対して、「自然に解決するのを待つこと」と答えた回答が 12.7%である。また、「同和地区の人が固まって生活しないで、分散して住むこと」(19.6%)や「同和地区の人が同和問題の解決を目指して努力すること」(11.7%)の意見も、同和行政の不要論を支える方向にある。結局、同和行政を支える方向の意見は 54.3%、同和行政の不要論を支える方向の意見は 44.0%であった。このように、同和問題の解決に対する意見は、割れている。

2) 自然解消論

自然解消論は、社会啓発の不要論である。それは、対策原因論と同根である。その意味で、自然解消論への意見は、同和行政の評価を分析する重要な鍵となる。調査では、自然解消論についての意見を聞いている。表 75 をみられたい。自然解消論に賛成する人は、33.1%である。自然解消論に反対する人は、40.5%である。「分からない」は、社会啓発が必要だと思わないという点で、結局、自然解消論に合流する。自然解消論は、回答者に深く浸透している。

どのような人が、自然解消論に賛成しているのだろうか。まず、同和問題の知識と自然解消論の関係は、どうだろうか。表 76 をみられたい。同対審答申を「知っている」人に、同和問題は自然に「なくなる」とする意見の比率がより高い。自然に「なくなる」とする意見の比率では、同対審答申を「知っている」人と「知らない」の人の間に有意な差はない。同対審答申を「知らない」人に「分からない」の比率がやや高い。同対審答申の知識は、自然解消論に反対する意見を導いている。しかしその影響は十分ではない。

同和問題の認知と自然解消論の関係は、どうだろうか。表 77 をみられたい。同和問題が

「あると思う」人は、同和問題は自然には「なくなる」と答える傾向にある（その比率は、表 76 の回答者全体の回答より高い）。同和問題が「ないと思う」人は、「なくなる」「分からない」と答える傾向にある（回答が少なく断定はできない）。しかし、同和問題が「あると思う」人に、自然に「なくなる」と思う人もいる。これは、「同和問題は残っているが、自然になくなる」という意味と思われる。他方、同和問題が「ないと思う」人に、自然に「なくなる」「分からない」と答えた人がいる。この「なくなる」は、「同和問題はほとんどない。もうすぐ完全になくなる」という意味と思われる。また、同和問題があるかどうか「分からない」人に、自然に「なくなる」「なくなる」と答えた人がいる。この「分からない」は、「よく分からないが、もしまだあるとすれば」という意味と思われる。全体に、同和問題の認知は、自然解消論への意見を導いている。しかしその影響は十分ではない。

人権問題の意見と自然解消論の関係は、どうだろうか。表 78 をみられたい。人権問題の意見で制度型の人に、「なくなる」の比率がより高い。また「なくなる」と答えた人もいる。人権問題は制度的に解決すべきと考える人が、自然解消論に賛成するのは、論理矛盾である。これは、「同和問題は同和行政によりすでに解決した」という意味と思われる。思い型の人に、「なくなる」の比率がより高い。思い型の人の多くは、同和問題を心の問題と考えている。その考えは結局、自然解消論に行き着く。人権問題の意見は、自然解消論への意見を導いている。

同和問題の態度と自然解消論の関係は、どうだろうか。表 79 をみられたい。差別的言動への対応において、説明型の人に「なくなる」の比率がより高い。説明型の人が、自然解消論に賛成するのは、論理矛盾である。「自然になくなる」と考えないからこそ、「間違いを説明する」はずだからである。この点は、放置型の人と同様である。放置型とは、「説明する自信がないから、そのままにしておく」という意味であり、同和問題をなくすために何かをしなければならないと考えている点で、説明型と同じだからである。同和問題の態度は、自然解消論への意見を導いている。しかしその影響は十分ではない。

「家族の結婚」と自然解消論の関係は、どうだろうか。表 80 をみられたい。「家族の結婚」に「賛成する」人に、「なくなる」の比率がより高い。これは、部落差別を確信的に批判する人の回答である。「賛成する」人に、「自然になくなる」と答えた人がいる。これは、「部落差別は自然になくなるのだから、家族の結婚も差し支えない」という意見と思われる。他方、「仕方なく受け入れる」人に、「自然になくなる」の比率がより高い。「家族の結婚」と自然解消論への意見は、影響しあっている。

過去の経験と自然解消論の関係は、どうだろうか。表 81 をみられたい。人権問題について家族との間で「話題にした」人に、「なくなる」の比率がより高い。「しなかった」人に、「なくなる」の比率がより高い。「家族との話題」は、自然解消論への意見（否定論）を導いている。広報記事を読んだ頻度が高い人ほど、自然には「なくなる」と思う人の比率がより高い。記事を読む頻度は、自然解消論への意見（否定論）を導いている。

自然解消論への意見と同和問題の意見や態度の関係は、どうだろうか。まず、自然解消論と同和問題への関わりとの関係は、どうだろうか。表 82 をみられたい。同和問題が自然に「なくなる」と思う人に、自分型、国民型の比率がより高い。自然解消論への意見は、同和問題への関わりを導いている。「なくなる」と思う人に、誰か型の比率がより高い。しかしその比率は小さく、比率は自分型、国民型、「分からない」の方が高い。この「なくなる」

は、「これまでの努力により、同和問題はほぼ解決した。あとは放っておいてもいい」という意味と思われる。「分からない」と答えた人にも、自分型、国民型を答えた人がいる。これも、「よく分からないが、もしまだあるとすれば」という意味と思われる。ここに、「なくなる」「分からない」と答えた人の揺らぎが露呈している。

自然解消論と同和行政の評価の関係は、どうだろうか。表 83 をみられたい。同和問題が「自然になくなる」と思う人の 46.3%が、同和行政の「効果があった」（「一部効果があった」を合わせて）と答えている。「自然になくならない」と思う人の 72.0%が、「効果があった」（同）と答えている。自然になくなるかどうか「分からない」人の半分以上が、同和行政の評価も「分からない」と答えている。自然解消論への意見は、同和行政の評価を導いている。同和問題が「自然になくなる」と思う人の「効果があった」「一部効果があった」は、「同和行政のおかげで同和問題はほぼ解決した。なくなるのは時間の問題だ」という意味と思われる。「効果がなかった」は、「同和問題がまだ残ったが、なくなるのは時間の問題だ」という意味か、あるいは「同和行政がなければ、同和問題はなくなっていた」という意味と思われる。しかしその識別はできない。同和問題が自然に「なくならない」と思う人は、同和行政を評価した上で、効果の度合を判断している。しかし「効果があった」には、「同和問題は自然にはなくならないが、同和行政のおかげで同和問題はなくなった」という意見もあると思われる。とすれば、それは同和行政の不要論である。同和問題が自然になくなるかどうか「分からない」人の「効果があった」「一部効果があった」は、「同和行政は効果があったが、この先必要かどうかは分からない」という意味と思われる。「効果がなかった」は、「同和行政は効果がなかった。しかし効果がある同和行政というものがあるかどうかは分からない」という意味と思われる。いずれの自然解消論への意見も、同和行政の不要論またはそれに近い意見に傾いている。

自然解消論に賛成する意見には、「もともと同和問題は自然になくなる」という意見、「これまでは同和問題はあったが、もうなくなった」という意見が含まれる。いずれの意見であろうと、自然解消論は、同和問題への否定的な関わりを導き、同和行政の否定的な評価を導いている。先に、同和問題の知識・認知・意見・態度で後向きの人に、自然解消論がより浸透していることをみた。自然解消論は、同和問題の知識・認知・意見・態度に影響し、影響されている。

2) 同和行政の評価

回答者は、結局、同和行政をどのように評価しているのだろうか。調査では、回答者に「同和問題を解決するために行われてきた同和地区の環境改善、学校教育、社会教育の充実、雇用の促進など『同和行政・教育』について、どう思われますか」と聞いている。選択肢は、「部落差別をなくしていく効果があった」「部落差別の解決に一部効果があったが、差別意識は残った」「部落差別の解決に効果はなかった」「分からない」「その他」である（「効果があった」は「同和問題の完全解決には至らなかったが、十分に効果があった」という意味と思われる）。表 84 をみられたい。同和行政の「効果があった」（「効果があった」「一部効果があった」を合わせる。以下同じ）とする人は、54.2%である。他方、同和行政の「効果がなかった」（「効果はなかった」「効果があったかどうか分からない」を合わせる。以下同じ）とする人は、43.2%である。回答は 2 つに割れている。ただし「効果がなかった」には、「同和行政が不十分にすぎた」と「同和行政がかえって同和問題の存続を長引かせた」という正反対の意味が含まれる。回答の識別は不可能である。回答者の過半数は、同和行政をプラスに評価している。しかし、マイナスに評価する人が少なくない事実は、同和行政の進め方、同和行政に対する住民の啓発に課題を提起している。

同和行政は、どのような考えの人にどの程度評価されているだろうか。まず、同和問題の認知と同和行政の関係は、どうだろうか。表 85 をみられたい。同和問題が「あると思う」人の 66.5%が、同和行政の「効果があった」と答えている。他方、「ないと思う」人で「効果があった」と答えた人は 50.0%である（回答が少なく断定はできない）。これは「同和行政のおかげで同和問題はなくなった」という意味と思われる。同和問題があるかどうか「分からない」人の 67.1%が、同和行政の評価も「分からない」と答えている。同和問題の認知は、同和行政の評価を導いている。同和問題が「あると思う」人の「効果がなかった」は、「同和問題の解決に同和行政は役にたたなかった」という意味と思われる。ここには、「だから同和行政をきちんとやれ」という意味と、「同和問題の解決に同和行政は必要ない」という意味が含まれる。同和問題が「ないと思う」人の「効果があった」は、「同和行政のおかげで同和問題が解決した」という意味と思われる。「一部効果があった」は、「同和問題がほとんど解決した」という意味と思われる。「効果がなかった」は、「同和問題はなくなったが、それは同和行政のおかげではない」という意味と思われる。「分からない」は、「同和問題はなくなったが、それは同和行政のおかげかどうか分からない」という意味と思われる。いずれも、この先の同和行政は不要とする意見である。同和問題があるかどうか「分からない」人の「効果があった」は、「同和行政のおかげで、同和問題があるかどうか分からないほどになった」という意味と思われる。「効果がなかった」は、「同和問題があるかどうか分からないほどになったが、それは同和行政のおかげではない」という意味と思われる。いずれの意見にも、同和行政の不要論が浸透している。

同和問題との関わりと同和行政の評価の関係は、どうだろうか。表 86 をみられたい。同和問題との関わりで国民型の人 73.8%が、「効果があった」と答えている。国民型とは、同和問題を社会問題と捉え、まず国や県、町がその解決に責任を負い、自分はその国民、県民、町民の一人として同和問題の解決に努力するという考えをいう。それは、同和行政に問題解決の役割を期待する考えである。他方、「自分型」とは、同和問題を一人ひとりの心の問題と捉える意見であり、その分、同和行政への期待が薄らぐ。この回答者で「効果があった」と答えた人は 66.9%である。国民型とも自分型の間に大きな比率の差はない。いずれも、同和行政をプラスに評価する傾向にある。

同和問題の理解は、同和行政の評価を導いている。同和問題が「ないと思う」人や「自然に解決する」と思う人さえ、その多くが、「同和行政のおかげで、同和問題が自動的な解決の途に着いた」と思っている。しかしこれは謬見である。結婚差別の例でみたように、部落差別は厳然している。今後、同和行政を進めるためには、過去の実績を評価しつつも、同和問題が現にあり、その解決のためには同和行政が存続・充実されなければならないことを、同和問題は「ないと思う」人や「自然になくなる」と思っている人に対して啓発しなければならない。

同和問題の知識や過去の経験と同和行政の評価の関係は、どうだろうか。まず、同対審答申の知識である。表 87 をみられたい。同対審答申を「知っている」人の 60.0%が、「効果があった」と答えている。同対審答申は、同和問題が存在すること、それは国民の課題であること、その解決が国（および地方自治体）の責務であることを謳っている。他方、同対審答申を「知らない」人で同和行政をプラスに評価する人は、35.8%である。同対審答申の知識は、同和行政のプラスの評価を導いている。

次に、人権問題について家族との間で話題にした経験である。表 88 をみられたい。「話題にした」人の 54.3%が、「効果があった」と答えている。他方、話題に「しなかった」人で

「効果があった」と答えた人は、46.4%である。「分からない」と答えた人が39.8%である。「家族との話題」は、同和行政の評価に明確な影響を与えていない。

最後に、広報記事を読む頻度である。表 89 をみられたい。記事を「いつも読む」人の71.3%が、「効果があった」と答えている。記事を読む頻度に応じて、同和行政のプラスの評価が高まっている。記事自体が、同和行政（住民啓発）の一部であり、その中身はもとより、広報全体から同和行政についての知識を得ることができる。ゆえに、読む頻度に応じて、同和行政に対する理解が深まっていく。そもそも同和問題に関心の高い人が記事を読んでいるという側面はある。しかし記事自体が、同和行政への理解を促す要因となっていることは確かである。同和行政への理解を促すため、記事の工夫が凝らされなければならない。

4 同和問題まとめ

同和問題をめぐる回答の分析では、まず回答の全体構造を分析し、次に2つの問題、すなわち、同和地区の人との家族の結婚に対する態度と、同和行政の評価について分析した。回答傾向は、次のように要約される。まず、同和問題の知識・認知・意見は、同和問題の実践的解決のための態度の形成を導いているが、その影響は十分ではない。人権問題に関する過去の経験は、同和問題への前向きの姿勢を導いている。次に、同和問題に対する前向きの意見や態度は、同和地区の人との家族の結婚の場面で挫折している。そこで、結婚差別の厳しさが確認されると同時に、同和問題の意見や態度の脆さが露呈する。最後に、回答者の過半数が同和行政をプラスに評価しているが、マイナスに評価する人も多い。そこでは自然解消論が深く浸透している。

ここから、次のような社会啓発の課題が導き出される。まず、同和問題の知識が認知を、認知が意見の形成を、意見が態度の形成を確実に促すように、社会啓発を体系化することである。その場合、実践的態度の形成を促すよう、社会啓発を内容的、方法的に組織しなければならない。そこには2つの課題がある。一つは、同和問題の知識・認知・意見・態度の一貫性をどう達成するかである。そして、揺るがない確固とした実践的態度をどう形成するかである。二つは、結婚差別を毅然と批判し、それに毅然と反対できるようなく深層において、実践的態度をどう形成するかである。実践的態度とは、態度の深層に発する意思をもって部落差別と闘う態度のことをいう。同和問題を実践的に解決する力を育むという社会啓発の目標は、ここにおいて完遂される。

次に、同和問題は、個人の努力とともに、同和行政があって解決することをしっかり理解できるように、社会啓発を組み立てることである。同和行政は、同和問題を解決すべきという町民の意思の総和であり、その町民の意思は、同和行政により達成される。また、社会啓発は同和行政の一環であり、同和行政は、社会啓発を介して町民の理解を得ることができる。大崎上島町には、同和行政を推進すべしという町民の合意がある。調査は、そのことを証明している。その上で、同和行政を継続・充実し、その理解を促す社会啓発を継続・充実することになる。そのためには、深く浸透する同和行政への謬見を正さなければならない。自然解消論と対策原因論を突き崩す論理を明確にし、同和行政が必要なことの論理を積極的に展開する。そのような社会啓発の内容が組まれてこそ、社会啓発は同和行政の推進を支える武器となる。

IV 人権行政・同和行政の前進を祈念して

まずは、人権行政・同和行政を継続し、その充実をめざす大崎上島町の方々に敬意を表したい。旧町時代の蓄積により、大崎上島町民にみる人権問題・同和問題の知識・認知・意見は、評価すべき水準にある。しかしながら、調査結果は厳しい現実を教えている。大崎上島町には、人権問題・同和問題に関わる差別が厳存する。それらとの取り組みも道半ばである。今後の社会啓発のために、調査結果から帰結される課題を確認しておく。要点は3つある。

- 一つ、人権問題（同和問題）の知識が前向きの認知を導き、認知が前向きの意見を導くという、知識・認知・意見の間の機能連鎖が十分に達成されていない。そして、それらすべてが、実践的な態度（差別をなくす行動への動機づけ）に、十分に収斂されていない（知識・認知・意見・態度が一貫して前向きの人もいるが）。まさに、社会啓発の目標は、「差別と闘う」人間を育むことにある。そのために、知識が確実に認知に、認知が確実に意見に、それらすべてが確実に態度に繋がるように、それぞれの中身の理解を深める、そのような社会啓発が行われなければならない。
- 二つ、同和問題における前向きの意見が、同和地区の人との家族の結婚に対する態度の場面で挫折している。他の場面で前向きの態度もまた、結婚の場面で挫折している。調査結果から、結婚差別がもっとも根深い部落差別であることが確認される。社会啓発が、この最深層の差別意識を変革するものでなければ、同和問題の解決はないことになる。社会意識の深層に迫るような社会啓発が工夫されなければならない。
- 三つ、町民は全体に、同和行政（同和教育を含む）を前向きに評価している。しかし、少なくない町民が、同和行政を不要とする意見をもっている。その意見の中心は、自然解消論と対策原因論である。同和行政を継続するためには、同和行政に対する町民の理解を得なければならない。そのためには、社会啓発の場で、同和行政の不要論がきちんと批判されなければならない。調査結果は、同和行政の不要論が、論理的に破綻した根拠の上にあることを実証している。

大崎上島町には、人権問題・同和問題に毅然とかつ深く関わる人が少なくない。しかしその人々は少数派である。その人々を核に、人権問題・同和問題に取り組む町民の輪を、どうすれば広げることができるか。これが問題である。そのために、社会啓発の内容の精査と向上が果たされなければならない。それは、たんに本音で人権問題・同和問題に関わるという意味ではなく、それらの問題の根底部分に狙いを定めた「深い」社会啓発がめざされなければならない。社会啓発は、人間のあり様を揺さぶるようなものでなければならない。

人権問題・同和問題への取り組みは、町づくりの要である。どこにどのような問題があり、どうすればそれを解決することができるのか。ここに掲げたデータ（表）は、その答えを教えている。ゆえに、人権行政・同和行政を進める者は、それらのデータへ繰り返し戻らなければならない。本報告で、人権問題・同和問題に関わる住民意識を分析し、多くの真実を明らかにした。そこから導かれる、基本的指針に関する提言も行なった。しかし、それは一つの解釈であり、一つの提言にすぎない。データは、多様な解釈に開かれている。本報告の解釈に誤りがあるかもしれない。しかし、データは誤りを正してくれる。解釈の試行錯誤を重ねることで、よりの確な社会啓発の指針が見えてくる。筆者たちも、第二、第三の分析と解釈を重ねていく所存である。

人権行政・同和行政が立ち止まる時、そのつけは弱い立場の人々に回される。弱い立場の人々がどこまで幸せになれるか。それが、町民一人ひとりの幸せを測る尺度である。人間がその内的価値によって評価され、一人ひとり固有の尊厳を大事にされる。大崎上島町が、そのような哲学を基底に、人権行政・同和行政を力強く進められ、ますます豊かで誇りある町を築かれることを、祈念して止まない。

V 自由回答にみる住民意識

調査では、末尾で「最後に、あらゆる人権問題や教育・啓発活動についてご意見がありましたら、自由にご記入ください」という自由回答欄を設けている。そこには、人権問題・同和問題に関わる興味深い回答が記述されている。そこに書かれた回答を解釈する際は、3つのことが留意されなければならない。一つ、回答は、「匿名の」回答者が書いたものである。もとより、調査対象者の選定は、無作為抽出によるものであり、回答者の匿名性は保障されている。しかし回答者は、たがいに知った地域に住んでいる。そこには、想念された他人の目の見えないプレッシャーがある。ゆえに回答は、心理的には、完全に匿名の状態で書かれたものではない。すなわち、自由回答でさえ、完全に本音が書かれていると判断するのは早計である。二つ、回答は、「自発的に」書かれたものである。しかし、自由回答に書き込む人には、いくつかの傾向がある。文字を書くことが容易な人、地域でより発言しやすい立場にある人、人権問題・同和問題に関わる個人経験がある人、現在問題を抱える人などである（ただし、個人経験があつたり、問題を抱えるからこそ書かない人もいる）。もとより、これは一般的な推測であり、これらに該当しない人が回答した可能性はもちろんある。三つ、文章の解釈は一通りではない。多くの場合、文章は複数の意味が籠められた「厚い」記述としてある。また、解釈は、つねに解釈者の主観を介したものである。ゆえに解釈は、いつも一つの解釈でしかない。さらに、自由回答を解釈するためには、その前に、記述された言葉や文章の分析がなされなければならない。頻出する言葉や象徴的な言葉、たがいに随伴しあう言葉、文章のパターン、文意のパターンなどの分析である。しかしこれは容易な作業ではない。ゆえにここでは、そこまでの分析は断念せざるをえない。ただ、簡単な整理をした上で、自由回答の全文を掲げるに止まる。しかし、このような自由回答の掲載だけからも、いろいろなことが分かる。それらは、本報告で行なった回答の分析と解釈が、妥当であることを、ナマの言葉で裏づけている。

1)自由回答に記入した回答者は 78 人 記入率は 19.3%

2)記入者の属性

性別	男 29 人	女 48 人	未記入 1 人	計 78 人
年齢	20 歳代 11 人	30 歳代 6 人	40 歳代 14 人	
	50 歳代 18 人	60 歳代 8 人	70 歳以上 20 人	
	未記入 1 人			計 78 人

3)文章の内容（中心的な文意に限り、1 人 1 回答とみなす）。

A. 同和問題・人権問題に否定的・消極的な姿勢

1) 同和教育・社会啓発に反対	→ 10 回答
2) 同和地区の特別扱いに反対	→ 4 回答
3) 同和地区住民への反感	→ 10 回答
4) 調査への反発と批判	→ 5 回答
(小計)	29 回答

B. 同和問題・人権問題に肯定的・積極的な姿勢

5) 同和教育・社会啓発を改善・充実すべき	→ 11 回答
6) 同和問題・人権問題に積極的に関わりたい	→ 7 回答
7) 他人への思いやりが大切	→ 9 回答
8) 行政に対する批判・注文	→ 3 回答
9) 同和・人権問題の解決を願う	→ 3 回答
10) さまざまな人権を大切に	→ 12 回答

C. 分からない	→ 4 回答
(小計)	49 回答
計	78 回答

このような整理に沿って、以下、回答者の性別と年齢を添えて、自由回答の記述を掲げる。冒頭の（数字）は調査票番号、？は不明、□は解読不明、／は行変えを意味する。誤字や誤表現、その他すべて原文のママである。中心的な文意を指すと思われる文章には、アンダーラインを付す。

I 同和教育・社会啓発に反対

(17) 女 40 代

この問題については人権問題＝同和問題ととらえている方も多くいらっしゃるのはいかと個人的には思います。子どももお年寄りも障害者（身体、知的、精神）人間ひとりひとりの問題であるという事をもう少しアピールしても良いのでしょうか？／町で行う啓発活動に“人権”という文字がつくとそれだけで同和問題ととらえる方もいると思うので、もう少し違ったよび名を考えても良いのではないかと思います。／人間というものに何ら差はないという事ももっとアピールしても良いと思います。

(89) 男 50 代

人権人権と言い過ぎ

(121) 女 20 代

同和問題について学校で映画などを見て知ったので、教えなければ、知らなかったことなのかなと思う。／こういう問題があったという事を、全く知らないのもいけないと思うが、小さい時に知ってしまうと、潜入感というか、働いてしまってよくない気がする。

(122) 女 50 代

あまり問題として取り上げないで、一代 そしてまた一代と世代が変われば、自然に消えて忘れられて 行くような気がします 昔の問題を根ほりほじくって、知らない子供達に伝えて行くという教育は、納得できません。

(133) 女 60 代

同和問題等はあまり騒ぎ過ぎて、知らない人でも知ってしまったのでは、ないでしょうか？

(233) 男 60 代

今思っていることは、同和問題について教育・啓発活動がかえって、意識づけているように感じます。差別をやめようとかの啓発。差別をやめさせる為になぜ差別があったのか等の教育が、かえって差別を意識づけているように思う。／昔、こんな差別があったと、おしえられはじめて同和問題などがあるのを知った。又、同和問題の解決の為に設置された雇用促進住宅等の集っての生活も、かえって差別になっているように感じる。

(275) 女 60 代

同和問題は知らずに育てていた子供たちに堀（マ）り起こして知らせたのがまちがいだと私は思います。

(353) 女 70 以上

外国人との交流、文化、生活、習間が世界中に広がる今日において次第に人権問題も消えて行くのではないでせうか。

(372) 女 20 代

同和問題については、私達の代（20 代ぐらい）になると、そんなに詳しくは知らないの、あまり同和という言葉を使わなければ、自然と、そういう目で見えることは、なくなっていくと思うのですが...／子供達にも、同和問題がxxxと強く言うので、そういう思いが消えないのではないかと思います

(381) 女 70 以上

同和問題についていまさら話をしない方が 小い (マ) 小供におしへるよな (マ) 事になりますので なるべく話をしない方がよいと思います

Ⅱ 同和地区の特別扱いに反対

(16) 男 40 代

同和問題は、少し引っぱりすぎだと思う。正しい理解こそ必要、現状は被害者ではなく加害者の方になっている場合もある。

(255) ? ?

昔同和地区の人達が差別を受けていたという事は小学校の時 朝登校すると門の所で”石川さんは無実だ”と書かれたビラを配られ、その日石川さんの事について話を聞いていたので、何となく知っていた。でもあの時は、石川さんというひとりの人の話で 同和問題についての勉強だと知ったのは大きくなって親から聞いた時だった。昔の事は確かに差別であり”同じ人間なのになぜ?”と思うが、今現在同和地区の人達に対する特別な扱いはどうしてなのか...次世代に同和地区の人だという事を強調し、”この人達に意見をすれば大変な事になる”と、これでは差別がなくなるどころか余計特別な目で見えてしまう事になる。私の友達にも同和地区の人がいる 交際がダメになったり、結婚がダメになったという話も聞いた。とってもいい人なのに...本当にこの世の中から同和差別をなくすのなら”同和地区の人だから”という特別な扱い立場 (強い) をなくし<同和地区>という言葉がなくし次世代の子供には昔あった話であってはならない話として伝えていきたい”と思います 同和地区の人も私達も同じ人間なのだから...就職活動に有利だったりお祝金があったりするのはおかしい!!

(373) 男 30 代

同和問題にばかり町の税金を使っては、人権問題の解決には、つながっていかない。同和地区に補助金とか給付金とか払うことで差別意識がなくなることはない。これらをねたま論とこじつけるのも論外。／女性や子供たちの地位向上にお金を使うべき、小さい町でいつまでも小さい所の限られた所にだけお金を使うのは、間違ってる。もっとたすけなければならない弱者は他にいる。

(377) 男 40 代

私の知らないところで、心もとない人による人権に関する問題は確かにあるのかもしれませんが。仕方ないとすましてはいけない事だと思います。／同和にかんしては私の世代 (40 代) では ほとんどない様に感じております。逆にほじくり出さない方がこれからの若者は素直になれるのでは ないでしょうか。保護しすぎるのも 返ってそうでない方々と区別している様に思われます。／障害者に対しては やはり 支援は必要だと感じますが 同和にしろ 障害者の方々にしろ 最終的には個々の人格だと思われます。勿論社会の人全員がそうです。保護しすぎて 甘やかされた人間には、全ての人がなってほしくないと願います。自分でできる事はなるべく自分で.....非難ばかりしていたら道は開かれない様な気がします。

Ⅲ 同和地区住民への反感

(33) 女 50 代

人間は、すべての人に対し平等で有り、尊重されなければならないと思います。／大崎に来て、その問題が、こんなに話題になることに驚きました。／歴史上の事柄と認識していたのですが、結婚でも、まだ同和問題が存在するのはとても悲しいことです。／早く過去のこととなり、狭く醜い自分たちの誤った差別の意識を葬りたい思いです。／素直に差別を作ってしまったことを反省し、すべて人間みな平等の意識を持つ社会を作っていかなくはなりません。／社会の中で、差別などという情けない意識は、許されません。また、人権で被害に会われている皆さんも、同和意識を捨て、ひとつ空の下、お互い同じという強い意識で前を向いて生きてほしいと思います。逆差別も、あってはい

けないことではないでしょうか。／まだまだ足りないところはあるですが、今の社会、身体が健康である限り、一生懸命働けば生きていけますし、夢もがんばり次第で、叶えられる社会だと思います／健康に支障があれば、生活保護も受けられます／ハンディキャップのある方にも、福祉政策が進み、10年前に比べたら、かなり生活しやすくなっていると思います。不足の部分はこれから、充実していくことでしょう／平等というのは、人権が平等です。取り違えてはいけないことは、徒競争は、順番がつくから良くない、全国模擬試験は廃止等、の考え方には賛同できません／個性が生かされる社会、文化面で活躍する人、スポーツで活躍する人、技・職人芸で活躍する人、それぞれの技量を伸ばし、みんなそれぞれが活躍できるような社会の実現に向け一人ひとりが、努力して、夢が実現できる社会を作っていけたらと思います／20年前に島に来ました。差別されている人がどんな人か知りません。また知ろうとも思いません。世代交代していく中で、同和と言う認識・言葉・差別が消滅することを願ってやみません

(94) 女 40代

このアンケートをするうち不愉快になった。ゆがんだ人権教育をうけてきたので、同和に対して嫌悪感さえ感じる。／町や人に求めるまえに各家庭教育がしっかりしていないので解決しない／あまりに人間が身勝手すぎる。

(117) 男 40代

同和問題を持っている人達が 大切にされすぎていると思う。毎日、毎日、近所のパーラーに行っているすがたを良く見かける 町の保護を受けている自覚がなく あたりまえの感もある。

(132) 女 20代

質問 13 はおかしくないでしょうか？今でもそんな事を質問にしているから同和問題はなくなるのではないのでしょうか？今、現在、私の知っている限りでは同和問題で差別的な発言をする人はいません。私は同和地区だけを特別扱いする事が同和問題がなくなる原因の1つだと思います。みんな同じ大崎上島に住んでいて同和地区の人だけ住居を確保してもらったり、いい仕事につけたり、そんな方が見ていてずっとおかしいです。特別にするから、”あそこだけ何故？”あそこは部落だからいい”というような発言を何度か聞いた事があります。私は昔その地域に住んでいたものでそれがよく分かるのです。

(145) 女 70以上

同和関係の人も自分で自立してほしい／同和、同和と言ふ事なく私達も一生懸命に生きているのだからみな同じだと思ふのであまえる事なく一生懸命に生きてほしい／何でも聞き入れてもらえると思っている人もいる

(166) 男 20代

部落を知らない私に部落差別を教えた下さった教育に感謝。今まで自然に接していた人に対し差別する目ができました。／子供のいじめを大人が解決できる訳がない。／忘れないさい。／仕事をしない役場の職員をクビにしないさい。／議員を半分にしないさい。／交通問題を利用する側から見て知りなさい。／残業手当を無くす。／国民に寄生しない。

(172) 女 40代

確かに人権は大切です。しかし、人権を権利ととらえて自分の主張ばかりが目立ち義務を果たしていない傾向があるように思います。身近で一番感じる事は、同和地区の町営住宅の充実と家賃の低さ及び、自分勝手に増改築していいのかと特別扱いしているのがかえって差別しているように思います 正直、まわりの人は思っても声に出して言う、あとで団体たたかれるからめんどくさいという気持ちがあるようです／話は変わりますが、人権とは相手の人の事を考えて敬うことだと思います。自分の主張ばかりしている人権は、ただの自分勝手ですネ。また、人を大切に作る心、命を大切に作る心を、家庭から教育すべきで 学校でも、道徳の時間は必要かと思います 「人権侵害」という言葉が先に出てしまいこれ間違った意味でとらえて 加害者（いじめる人、犯罪者）

の人権を主張ばかりするメディアはおかしい.....悪事は悪いと言える世の中であってほしいと思います

(203) 女 70 以上

加害者になりたくない。／被害者意識を持つだけで解決のための努力をしない人にもなりたくない。

(237) 女 50 代

差別はどこにでも、誰れにでもある、それを一々上げては生きて行けない。それに
対して、強くなれる気持ちと心を持つ事が大事。／あまり人権々と言っていると本当の
所が見えなくなり弱者をあまやかす事にもなる。弱い者は弱い者で強くなろうと努力が
必用だと思う。守らなければならない事と、そうでない事を良く見きわめる力も必用
それには国、県、町の長が（マ）しっかりしないと ただ給料をもらってればいい
と言うものではない それなりの仕事をしてもらわないと 私はそう思いますけど貴
方達はどうですか？／同和問題は特にナンセンス。あの制度さえなければ自然にうすれ
ていたと思う。

(250) 女 50 代

なかなか、言う事とやる事とは違うものである。実際問題は、むずかしい。／結婚問題
にしても、本音はスムーズにはいかないでしょう。

IV 調査への批判

(99) 男 20 代

同じような設問ばかりである／回答に製作者の偏見があるように思われる／保護す
る事に目が行きすぎて過保護になりすぎではないか。

(108) 女 70 以上

昔はかなりあったと思うが、今ではなくなったと思う。気にする必要はない。こんなア
ンケートは時代のあともどり、全く気分が悪くなる。

(206) 男 50 代

無記名アンケートとはいえ同和関連の物には思うがままの事は書けないと思います。／
昔ならアンケートの内容によって行政の取組が不十分であるがためにこの様なアンケ
ートが出て来るといった様にどこにホコ先が向くかわからなかった時代もあったよう
に思う／今頃はどうかは知らないけど／それと差別して金もうけに使っているやから
が報道される事があり何とうまい汁を吸っている者かたくさんいると思うような事も
あり差別をさらに助ちようとしていると思う 別にこの事はマスコミが悪いのではなく
利用して悪い事をしている事が問題だと思う。

(301) 男 30 代

何故このような調査をするのか主旨がよくわからない／同和問題や部落差別というも
のは、子どもの頃には無だったものが学校などで教わり知ることによって偏見をもちは
じめるということもあるので あえて取り上げたりしないで 何か問題がおきた時話
し合ったりすればいいのではないかと思います。

(368) 男 50 代

人権問題 意味よくわからないから発言できない こういうアンケートはしないで下
さい

V 同和教育・啓発を改善・充実すべき

(10) 男 30 代

前半：人権総論 後半：人権各論（同和問題）／本意を直に伝えようとしない遠慮のよ
うなものを感じてしまいました。

(12) 男 50 代

日常生活の中で、昔から使われて来た言葉について、言葉がりでは無いが、少しは、勉

強する事も大切ではないでしょうか。／（例）「私はトウジンじゃから」「手落ち」「ころばぬ先の杖」等

(23) 男 40代

人権講演会の開催数を増やしてほしい。

(34) 男 70以上

同和問題についての高齢者の勉強が不足、話してみるとすぐわかる。行政は啓発活動をゆるめてはいけない

(38) 女 40代

学校教育においてよそから持って来た資料で道德教育をするよりも子ども達の日常の中で生じている力関係やささいないじめに もっと目を向けて対処してほしい。そして それを きちっと 保護者や地域に知らせてほしい。子ども達をもっと しっかり見てほしい

(96) 女 70以上

最近人権問題に関する教育、啓発活動が消極的（殆ど見られない）になっていると思う。みんな仲良し主義になっている。大きな国の波に呑み込まれているのではないか。

(144) 男 40代

私は学校教職員です。学校現場は、どの教職員も同和問題をはじめ人権教育の推進を図っています。（質問13）は問題があると思います。

(151) 女 50代

貧しさの中に差別が生まれる。若者就職の機会を多くし、安心した生活が送れる社会を作り、行政・マスコミは積極的に人権について訴えて行く。

(205) 女 70以上

昔何時頃の時代から様な（同和問題）差別がおきたのかその原因を正し解いてゆく勉強も必要ではないでしょうか。／（ある時代人の上下をつくる為のものかも）

(266) 女 70以上

観念ではわかっているけど現実問題となると理論的に行動できるかどうか 基本的な事をしっかり身につければ人は皆同じと考えるようになるのでは。

(304) 男 30代

活動してる事じたい知らないの、住民ににんち（マ）される活動を望む。

VI 同和問題・人権問題に積極的に関わりたい

(28) 男 70以上

先づ家族・親族間の差別無くして同和・人権問題の解決はあり得ない／子供夫婦達 亦その孫達の立ち場を考え何事にも平等になる様話行動する それが原点と思う

(48) 女 60代

何事も相手の立場で考え行動をしているつもりです。

(61) 女 60代

女性に対する差別・同和問題・障害者に対する差別・外国人に対する差別は、大人同志個人個人が意識して努力すれば、改善されると思います。／いつも心を痛めているのは、身近ではあまりないのですが、テレビや新聞のニュースになるような、子供に対しての思いやりにかける事件です。／1件でも少なくなるように願っています

(238) 男 70以上

日常生活すべてがお互いの思いやりでなりたっているの、人権だけが特別にあるとは思わない 議論のための問題にするとだんだん面倒なことになるのでありのままのことになればいいと思います 折にふれ人の話を聴くことが大事だとは思いますが

(242) 女 60代

人間助け合いの精神を忘れず日々生活して行きたいと思う 一人では生活出来ないのだから！／子供達と離れての生活、段々年を取って先行の不安はありますが社会参加を

忘れないでまず御近所と仲良くと思います 少なく共囲りには人権問題で心配されるような方が見えないので良く解りませんがとても大切な事だと思っています マスメディアでの報道ではいかりを感じたり 良く主人共話しますが 御近所の方々は侵害されているとは思いません。

(343) 女 50代

生きとし生けるもの（動植物）を尊重し、共存が叶えられる世の中になるように身近なところ 事柄から、努力を重ねて行きたいと思っています。／人権に関して勉強不足を反省し、今後は書物等での理解を深め、あらゆるものへの尊重に努めて参りたいと思います。

(403) 女 50代

私が同和問題について知ったのは小学生の頃でした。おかしい？と思って両親に理由を聞いても「昔から～」と言うだけで明確な返答はありませんでした。中学生の時歴史の教科書で習った事もありましたが、詳しくはわかりませんでした。子供が、中学生の時、夏休みになると毎年地区の集会所で、父兄を対称とした「人権学習」がありました。その時に「江戸時代幕府がつくった理不尽な身分制度である事」（武士階級への不満をそらせるため士農工商の下に、エタ、非人の身分をつくった）という様な事を学んだと思います。長男が高校生の時、保護者と全校生徒で「橋のない川」という映画を観ました。こんなにも差別があったのかと、深く考えさせられました。二人の子供達は小、中、高と人権学習をしてきました。「差別はおかしい。絶対にあってはならない」と言っています。私達は同和問題にかかわらず何げない一言で相手の人を傷つけているかもしれません。いま一度考え、見つめ直していきたいと思いました。

VII 他人への思いやりが大切

(81) 女 40代

地域の中で生活していくことは 自分自身を大切にすることも大切だが 自己中心的是だめだと思う。たとえば 自分の飼っている犬は散歩中に放して歩いてOKでも、よその犬が放れているのに対して苦情を言ったりするのはおかしい。

(83) 女 50代

人権は、人として大切な事であるから 小さい時から家庭 学校で 日常の事として取りくむべき事だと思う。まず相手を大切に思う心だと思う

(84) 女 30代

人を羨ましく思うのはいいが妬みに変わり／人を傷つける様な事がない様に。

(101) 女 20代

人、1人1人が自分が大切なのもと同じ他人、1人1人も大切なのだと考える事ではないでしょうか？／人の前だけ自分は人を思う気持を出し、その他ではペロを出すような事をやめ、いつも変わらない心を持たねばならないでしょう。／大変、人間はむづかしい事です。

(171) 女 70以上

人を思いやる心が解決に結びつくと思います

(183) 女 40代

難しいことはよくわかりませんが、人からされてイヤな事（悪口、うわさ、イジメ）を他人に対してしなければ 平和に暮らしていけると思います。

(253) 女 50代

人権と言って、頭で考えていても現実自分が直面しないとほんとうの自分の姿が見えないと思う。／日々の生活の中で相手を思いやる心を忘れない様に接していけば不快な気持を与えることも少なく お互いの人権を保つのではないかと思う。

(312) 女 50代

人それぞれ、「いじめ」や「差別」を感じるラインがちがうので、いちがいに「差別」「い

じめ」といえなところもある。むつかしい問題です。／「人を思いやる心」「自分やまわりの人を大切に思う心」など、優しさがなくなってきたことが淋しく思われます

(383) 男 70 以上

戦後ずいぶん改善してきたと思う／人権は押し付けるものではんばく、押し付けられるものでもない。／お互いに思いやりが大切。

VIII 行政に対する批判・注文

(4) 男 70 以上

人権問題はお互を尊敬することから始まるものと思っております。一般の人が相談に行く為には、受ける方が住民から信頼を得ている方を選出してもらわないと足を選ぶ様にはならないと思います。

(57) 女 20 代

もっと人権問題等を相談できる場所が必要だと思う。

(371) 女 50 代

先日大崎上島町役場に提出した私の個人的な情報が翌日まったく関係のない到底知り得ない人が私の情報を得て、電話連絡してきました。／私はとまどうと共に「なぜ？知っているのだろう」という疑問がわきました。もちろん隠すつもりもないのでその事実を認め、そのことについて話しましたが...／なぜ知っているのか聞きそびれてしまいました。／なぜ知っていたのか後でわかりました／役場の職員には秘守義務があると思います と同時にいろいろな提出物を出すカウンターが窓口がオープンすぎます。他人にすすんで聞かれたくない見られたくない物もあります カウンターにしきりとか...／プライベートなスペースを新たに設置するとか...／考えて欲しいなあ...と思います／一考をお願いします

IX 同和・人権問題の解決を願う

(78) 男 60 代

教育委員会は日の丸君が代を先生、生徒に強制をしないように／高齢者介護サービス取り上げ 介護難民介護保険法の改悪／国や国会議員が憲法を大事にし国民一人一人のものに／戦後 62 年もたっても（アジアの人たち信用されない（靖国神社）／原爆はしょうがないとか こんな人国会議員 またこんな人を選挙で 投票する人／政治と（カネ）金 ワイロ／子供たち テレビのニュースをどんな思いで見ているのか（テロ 自爆テロ）／日本毎日の人殺し親が子を 子が親を おじいさんが、まごを まごが年寄を 友だちが友だちを こんな日本にだれが／いきっていて よかった 長いきしてよかったといえる政治を／地球にしたい 自分たちは（じょうもん人 やよい人）だと思う なんでも同和地区があるー／なかなか思うように文書にならない 字が字にならない 気持ちが伝わるか？

(334) 女 20 代

障害者に対する差別や偏見についてですが、地域の方の彼らについての理解が少ないために起きていると感じます。もっと地域と障害を持った人たちがふれあえる場があればと思います。／自分自身、同和地区の出身であるため、同和問題については様々なことを感じます。表だった差別は昔のようにないと思いますが、差別の意識はしっかりと残っており、悲しく、くやしい思いがします。皆の意識を変えていくため、私たちも頑張らなくてはと思います。町としても、同和問題の解決に向けて取りくんで頂きたいと心から思っています。

(402) 女 70 以上

同和地区に住んである人間は生まれながらにしてその様な差別に苦しみ弱い立場にあります。世の中が昔と違って良くなりましたし、住み易くなったのも事実ですが何か事件がおきた場合強い団体の力が必要になります。／同和事業は弱者の爲に必要なだと思

ます。／正しい理念を持った方に指導して大いに活動してほしいと思います。

X さまざまな人権を大切に

(76) 男 20代

今の世の中では、正社員、派遣社員、パート、アルバイト、日雇いなどのように、仕事に関しての身分のようなものができてしまっていると感じます。これも広い意味で人権問題と言えるのではないのでしょうか。

(175) 女 70以上

広報はざっくばらん読んでます 今一度広報を読み返してみます (人権の視点)

(201) 男 40代

いろいろと質問があるが、調査目的は同和問題についての人々の考えを確認したいのか？／人権について考えるのも大切だが、毎日のニュースなどに出てくる、無差別殺人、高温車中への幼児放置、おやじ狩りによるホームレス殺人などの命を軽ろく考へている事が問題だと思ろ。

(210) 男 20代

お年寄りが日常の会話の中で平気で差別的発言をする(差別用語)話になり家族でその話をするると父親が学校で人権教育の時間はなかったと言ひ、母は個々の意識の低さが問題だと言ひ、ちょっとした喧嘩に発展する事があります／母は自分が小さかった時に、差別用語を頭の中にあるもの全部書き出し、方言も含め、こういう言葉は使わないようにと紙をわたされ、ショックを受けた事があります どういうふうに教へたらよいかわからなくて最終手段だったらしく、他に方法はなかったと後悔しているそうです。／最低でも公務員の家族が平気で使うのはいかげなものかと思ひます

(239) 女 20代

やはり外国人の人権問題、障害者の人権問題が一番気になります。／私の弟は学習障害です。今高校3年生ですがどこのきぼう作業所もいっばいで、就職先に困っています。もっともっと障害者が働ける場、住みやすい町、はばたける場所があるといいと思ひます。

(263) 女 30代

知人の人の話ですが、ドメスティックバイオレンスで警察ざたになつたらしいですが警察も、あまり対応をしないらしいです。どうなつてゐるのでしょうか？

(283) 男 50代

人権はすべて同等かあるか 各個人の意見で自分の主張、今までの行ないで、平等かゆゑに人を病める／言葉による、態度によるいじめが多くなつてゐる。／民主主義、多数主義の中で個人の人権もゆるめなければならない。／人権は認めるが主張のみではいけない(他人の人権も尊重する)

(290) 男 70以上

20代 無関視／30代～50代 行政、メディア、職、友、色々な所より状報あり それ成りに行動参加／60代～行政以下目立つうごきナシ それに共ない回りや自分自身薄れて行つた／年金生活で年老いた身でも、行政指導及回りに動きがあれば参加したい気持ちあり／※ボランティア等他力本願に成りつつある現状／リーダーシップの力が<大>

(331) 女 40代

島しょ部の為、人間関係が閉鎖的、過干渉、ひとこといへば、尾ひれがついて町中にウワサが広がる。人の不幸をよろこぶ。小さい子でさへ島外へ住むことにあこがれてゐる。せめて若い世代はそういう悪意の慣習をひきつがないよう、何かよい方法はないものか。

(351) 女 70以上

老後も少し安心した生活をすごしたいと思つてゐます今日では(□安です)

(360) 女 60代

ある会合の時、よそ者としての発言があり、移転して何十年もすぎてもそういう意識を持っている者がまだまだ多くいる。／こういう者がいる地域では改善されないのではないか。／こうした小さなことから取り組んだでほしい。

(386) 男 50代

今の国会が人権問題等関係なしにどんどん法律を決めてしまい、世の中が忙しすぎる。大臣の発言に対しても 対応が無くて今の日本に住んでいる私達はどうすればいいの？税金で食べてる人が辞めれば事が解決のような世の中どこか変／人権問題、同和問題に対して町の有力者達が建前論でなく真に相手に伝わり本音で言っていると捉えられる発言、行動が欲しい。／フェリー代が高い 病院行くのに橋が欲しい

◆分からない

(18) 女 50代

色々思う事はありますが.....。

(25) 女 70以上

年なので余りよく分かりません

(39) 男 70以上

全般的に人権問題は耳にし話には聞くが本當は良くわからないのが本音で有る

(385) 女 40代

近所、親類ともめた時、どうすれば良いのでしょうか

Ⅵ 調査結果データ(表)

表1 性別構成

	調査対象者	全町
男	45.3	47.0
女	54.7	53.0
計	402	9035

全町は2008年5月1日現在の数字

表2 年齢別構成

20歳代	11.2
30歳代	10.7
40歳代	14.2
50歳代	19.9
60歳代	18.7
70歳代以上	25.4
計	402

表3 世代別構成

若年層（20-30歳代）	21.9
中年層（40-50歳代）	34.1
高年層（60-70歳以上）	44.1
計	402

表4 性×世代

	若年層	中年層	高年層	計
男	22.0	29.7	48.4	182
女	21.9	37.7	40.4	220
計	21.9	34.1	44.1	402

表5 人権問題の知識（「知っている」）

	世界人権宣言	子どもの権利条約	同対審答申	人権教育の法	個人情報保護条例
全体	92.8	76.8	75.3	72.3	71.8
男	93.9	76.8	77.3	77.9	72.8
女	91.8	77.1	73.6	68.0	70.9
若年層	88.6	70.5	48.9	52.3	58.0
中年層	94.2	75.0	73.0	72.3	67.2
高年層	93.8	81.7	90.3	82.9	82.3

表6 人権問題の認知（「あると思う」）

	女性	高齢者	障害者	子ども	外国人
全体	90.0	82.4	83.8	77.1	63.1
男	88.9	80.7	86.5	75.8	62.2
女	90.8	83.9	81.6	78.1	63.7
若年層	92.0	83.0	94.3	43.2	69.3
中年層	94.1	86.9	90.4	83.2	66.4
高年層	85.1	78.2	73.1	67.3	51.8
アイヌ		HIV・ハンセン	出所者	犯罪被害者	ネット
全体	29.4	70.5	77.4	76.0	67.1
男	31.3	71.7	76.1	76.1	68.2
女	28.0	69.2	78.7	75.7	66.2
若年層	29.5	81.8	83.0	85.2	85.2
中年層	32.6	77.8	82.4	78.7	74.3
高年層	26.9	58.3	71.5	68.7	51.5

表7 子どもの権利条約の知識×子どもの人権問題の認知

	ある	ない	分からない	計
知っている	79.9	9.9	10.2	304
知らない	67.0	16.5	16.5	91
計	77.0	11.4	11.6	395

表8 人権擁護委員の認知

	知っている	知らない	計
男	27.9	72.1	179
女	26.9	73.1	216
若年層	3.4	96.6	88
中年層	24.3	75.7	136
高年層	42.1	57.9	171
計	27.3	72.7	395

表9 人権問題の意見

制度として必要	24.4
人を思いやることだから必要	71.8
わがままな考えだから嫌い	2.6
その他	1.3
計	386

表10 世代×人権問題の意見

	制度として必要	人を思いやること	わがままな考えだから	その他	計
若年層	35.6	63.2	0.0	1.1	87
中年層	22.6	71.4	3.0	2.3	133
高年層	20.0	76.4	3.6	0.0	165
計	24.4	71.8	2.6	1.3	386

表11 人権問題の知識（「知っている」）×人権問題の意見

	制度として必要	人を思いやること	わがままな考えだから	その他	計
世界人権宣言	24.6	71.7	2.2	1.4	357
子どもの権利条約	25.0	71.6	2.0	1.4	296
同対審答申	22.8	74.4	2.1	0.7	289
人権教育の法	24.6	72.6	1.8	1.1	281
個人情報保護条例	24.3	73.6	1.4	0.7	280

表12 人権問題の認知（「あると思う」）×人権問題の意見

	制度として必要	人を思いやること	わがままな考えだから	その他	計
女性	24.6	71.9	2.3	1.1	349
高齢者	25.0	71.6	1.9	1.6	320
障害者	25.4	71.5	1.9	1.2	323
子ども	26.1	69.9	2.3	1.7	299
外国人	28.1	70.2	1.2	0.4	242
アイヌ	27.0	70.4	1.7	0.9	115
HIV・ハンセン	25.2	71.9	1.9	1.1	270
出所者	26.3	71.4	1.3	1.0	297
犯罪被害者	26.1	70.4	2.1	1.4	291
ネット	26.4	69.8	2.3	1.6	258

表13 人権問題の解決

できるところから行動したい	44.3
何をすればいいかわからない	28.2
誰かに解決してほしい	8.5
自分とは直接関係ないことだ	1.0
その他	16.3
分からない	1.6
計	386

表14 世代×人権問題の解決

	できるところから行動	何をすればいいか	誰かに解決してほしい	自分とは関係ない	その他	分からない	計
若年層	30.2	43.0	7.0	0.0	1.2	18.6	86
中年層	42.9	26.3	8.3	0.8	1.5	20.3	133
高年層	52.4	22.3	9.6	1.8	1.8	12.0	166
計	44.2	28.3	8.6	1.0	1.6	16.4	385

表15 人権問題の意見×人権問題の解決

	できるところから行動	何をすればいいか	誰かに解決してほしい	自分とは関係ない	その他	分からない	計
制度として必要	50.0	26.1	5.4	0.0	2.2	16.3	92
人を思いやること	44.9	30.1	9.2	0.7	1.1	14.0	272
わがままな考えだから	11.1	33.3	11.1	22.2	0.0	22.2	9
その他	20.0	0.0	20.0	0.0	20.0	40.0	5
計	45.0	28.8	8.5	1.1	1.6	15.1	378

表16 差別的言動への対応

間違いを説明する	49.1
説明できずそのままにしておく	36.5
関係ないのでそのままにしておく	4.6
相手の意見に合わせてしまう	4.3
その他	5.6
計	373

表17 人権問題の解決×差別的言動への対応

	間違いを説明する	説明の自信がない	関係のないこと	相手に合わせる	その他	計
できるところから行動したい	67.5	25.2	1.3	2.5	3.7	163
何をすればいいかわからない	39.4	45.2	2.9	7.7	4.8	104
誰かに解決してほしい	16.7	66.7	6.7	0.0	10.0	30
自分とは直接関係ないことだ	25.0	0.0	50.0	25.0	0.0	4
その他	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	4
分からない	33.3	45.6	10.5	5.3	5.3	57
計	49.2	37.0	4.1	4.4	5.2	362

表18 人権問題の意見×差別的言動への対応

	間違いを説明する	説明の自信がない	関係のないこと	相手に合わせる	その他	計
制度として必要	47.8	42.2	2.2	1.1	6.7	90
人を思いやること	51.0	35.2	3.8	5.0	5.0	261
わがままな考えだから	28.6	0.0	28.6	28.6	14.3	7
その他	60.0	20.0	0.0	0.0	20.0	5
計	49.9	36.1	3.9	4.4	5.8	363

表19 家族との話題

話題にした	46.1
しなかった	53.9
計	380

表20 世代×家族との話題

	話題にした	しなかった	計
若年層	35.3	64.7	85
中年層	44.8	55.2	134
高年層	52.5	47.5	160
計	45.9	54.1	379

表21 話題にした人権問題（複数回答）

	回答比	回答者比
同和問題	12.8	55.7
女性に関する人権問題	10.8	47.2
高齢者に関する人権問題	13.9	60.8
障害者に関する人権問題	17.2	75.0
子どもに関する人権問題	12.5	54.5
在日外国人に関する人権問題	6.1	26.7
アイヌ民族に関する人権問題	3.3	14.2
HIV・ハンセン病患者に関する人権問題	5.6	24.4
刑を終えた出所者に関する人権問題	5.3	23.3
犯罪被害者に関する人権問題	9.1	39.8
その他の人権問題	3.4	14.8
計	768	175

表22 家族との話題×人権問題の知識（「知っている」）

	世界人権宣言	子どもの権利条約	同対審答申	人権教育の法	個人情報保護条例
話題にした	97.1	86.1	87.4	84.4	83.2
しなかった	88.8	68.3	64.4	60.5	62.0
計	351	289	282	270	271

表23 家族との話題×人権問題の認知（「あると思う」）

	女性	高齢者	障害者	子ども	外国人
話題にした	93.1	87.9	93.6	85.5	70.2
しなかった	87.2	77.8	76.2	69.1	57.5
計	338	311	315	288	235
	アイヌ	HIV・ハンセン	出所者	犯罪被害者	ネット
話題にした	30.0	71.6	82.9	79.4	71.2
しなかった	27.1	69.3	73.6	74.1	65.5
計	105	261	289	284	252

表24 家族との話題×人権問題の意見

	制度として必要	人を思いやること	わがままな考えだから	その他	計
話題にした	26.9	70.8	1.8	0.6	171
しなかった	22.8	71.5	3.6	2.1	193
計	24.7	71.1	2.7	1.4	364

表25 家族との話題×人権問題の解決

	できることから行動	何をすればいいか	誰かに解決してほしい	自分とは関係ない	その他	分からない	計
話題にした	60.8	26.3	5.3	0.6	1.2	5.8	171
しなかった	31.6	28.0	10.4	1.6	2.1	26.4	193
計	45.3	27.2	8.0	1.1	1.6	16.8	364

表26 家族との話題×差別的言動への対応

	間違いを説明する	説明の自信がない	関係のないこと	相手に合わせる	その他	計
話題にした	62.6	29.4	0.0	3.1	4.9	163
しなかった	38.2	40.3	8.9	5.8	6.8	191
計	49.4	35.3	4.8	4.5	5.9	354

表27 人権侵害経験

ある	21.1
ない	55.5
分からない	23.4
計	398

表28 性・世代×人権侵害経験

	ある	ない	分からない	計
男	15.9	59.3	24.7	182
女	25.6	52.6	23.2	215
若年層	31.8	36.4	31.8	88
中年層	24.1	51.1	24.8	137
高年層	13.4	69.2	17.4	172
計	21.1	55.5	23.4	397

表29 人権侵害の中身（複数回答）

うわさ、悪口、陰口	26.1
仲間はずれ、嫌がらせ	12.6
名誉・信用毀損、侮辱	17.6
差別待遇	6.0
職場での不当な待遇	10.1
プライバシーの侵害	9.0
ドメスティック・バイオレンス	0.5
セクシュアル・ハラスメント	1.5
ストーカー行為	2.0
虐待	0.5
悪臭・騒音等の公害	7.0
信条・性別・生れ等による不平等・不利益	3.0
その他	4.0
計	199

表30 人権侵害への対応（複数回答）

友だち・同僚に相談した	22.5
家族に相談した	20.5
親戚に相談した	2.0
職場の上司に相談した	7.3
弁護士に相談した	0.7
法務局や人権擁護委員に相談した	0.7
町役場に相談した	3.3
警察に相談した	0.0
民間団体に相談した	0.0
自分で解決した	12.6
何もせず我慢した	27.2
その他	3.3
計	151

表31 人権侵害経験×人権問題の認知（「あると思う」）

	女性	高齢者	障害者	子ども	外国人
ある	94.0	87.8	92.6	87.8	68.7
ない	87.3	76.2	77.9	67.9	58.3
分からない	52.7	92.4	90.3	83.9	70.4
計	356	326	329	303	247
	アイヌ	HIVハンセン	出所者	犯罪被害者	ネット
ある	33.8	92.2	85.5	82.9	73.2
ない	28.2	65.4	71.9	72.5	61.1
分からない	29.4	72.9	83.7	78.3	77.2
計	115	274	302	295	261

表32 人権侵害経験×人権問題の意見

	制度として必要	人を思いやること	わがままな考えだから	その他	計
ある	30.5	65.9	2.4	1.2	82
ない	20.5	76.7	1.4	1.4	210
分からない	27.8	65.6	5.6	1.1	90
計	24.3	71.7	2.6	1.3	382

表33 人権侵害経験×人権問題の解決

	できることから行動	何をすればいいか	誰かに解決してほしい	自分とは関係ない	その他	分からない	計
ある	48.8	32.5	6.3	0.0	2.5	10.0	80
ない	45.0	26.8	10.5	1.4	1.9	14.4	209
分からない	38.7	28.0	6.5	1.1	0.0	25.8	93
計	44.2	28.3	8.6	1.0	1.6	16.2	382

表34 人権侵害経験×差別的言動への対応

	間違いを説明する	説明の自信がない	関係のないこと	相手に合わせる	その他	計
ある	53.8	35.0	3.8	1.3	6.3	80
ない	52.5	32.7	5.9	4.0	5.0	202
分からない	37.1	46.1	2.2	7.9	6.7	89
計	49.1	36.4	4.6	4.3	5.7	371

表35 広報を読む頻度

いつも読んでいます	24.5
読んだり読まなかったり	57.0
まったく読んでいない	18.6
計	388

表36 世代×広報を読む頻度

	いつも読んでいます	読んだり読まなかったり	まったく読んでいない	計
若年層	12.6	52.9	34.5	87
中年層	18.9	64.4	16.7	132
高年層	35.1	53.6	11.3	168
計	24.1	56.1	18.3	387

表37 家族との話題×広報を読む頻度

	いつも読んでいます	読んだり読まなかったり	まったく読んでいない	計
話題にした	36.7	56.8	6.5	169
しなかった	14.7	56.3	28.9	197
計	24.9	56.6	18.6	366

表38 広報を読む頻度×人権問題の知識（「知っている」）

	世界人権宣言	子どもの権利条約	同対審答申	人権教育の法	個人情報保護条例	人権擁護委員
いつも読んでいる	97.9	89.2	89.5	92.6	86.3	46.2
読んだり読まなかったり	95.5	79.1	78.2	73.5	74.9	26.7
まったく読んでいない	77.8	50.0	45.8	40.3	45.8	6.9
計	359	293	290	278	279	107

表39 広報を読む頻度×人権問題の認知（「あると思う」）

	女性	高齢者	障害者	子ども	外国人
いつも読んでいる	91.6	86.3	93.5	83.5	69.9
読んだり読まなかったり	90.9	84.0	84.9	79.0	65.1
まったく読んでいない	90.0	75.7	70.4	68.1	49.3
計	349	319	323	298	240
	アイヌ	HIV・ハンセン	出所者	犯罪被害者	ネット
いつも読んでいる	35.9	70.7	80.4	76.9	64.8
読んだり読まなかったり	32.1	74.0	81.4	79.5	70.1
まったく読んでいない	15.7	60.6	66.2	66.2	66.2
計	113	267	296	288	256

表40 広報を読む頻度×人権問題の意見

	制度として必要	人を思いやること	わがままな考えだから	その他	計
いつも読んでいる	32.6	67.4	0.0	0.0	95
読んだり読まなかったり	20.6	76.1	1.8	1.4	218
まったく読んでいない	23.9	67.2	7.5	1.5	67
計	24.2	72.4	2.4	1.1	380

表41 広報を読む頻度×人権問題の解決

	できることから行動	何をすればいいか	誰かに解決してほしい	自分とは関係ない	その他	分からない	計
いつも読んでいる	65.6	20.4	5.4	1.1	2.2	5.4	93
読んだり読まなかったり	40.3	35.2	9.3	0.0	0.9	14.4	216
まったく読んでいない	30.0	18.6	11.4	4.3	2.9	32.9	70
計	44.6	28.5	8.7	1.1	1.6	15.6	379

表42 広報を読む頻度×差別的言動への対応

	間違いを説明する	説明の自信がない	関係のないこと	相手に合わせる	その他	計
いつも読んでいる	73.6	20.9	2.2	0.0	3.3	91
読んだり読まなかったり	44.4	41.4	2.9	4.9	6.3	205
まったく読んでいない	28.8	45.5	10.6	9.1	6.1	66
計	48.9	37.0	4.1	4.4	5.5	362

表43 過去の経験×人権問題の知識・認知・意見・態度

	人権問題の知識	人権問題の認知	人権問題の意見	人権問題の態度
家族と話題にした経験	○	○	×	△
人権侵害の経験	*	○	○	△
広報記事を読んだ経験	○	○	△	○

○：正の相関あり △：正の相関なし *：分析せず

表44 同和地区・同和問題を知った時期

	比率	回答数
18歳以前	68.2	270
18歳以降	22.7	90
小計	90.9	360
今も知らない	1.3	5
いつごろ知ったのかよく分からない	7.8	31
計	100.0	396

表45 性・世代×同和地区・同和問題を知った時期

	18歳以前	18歳以降	今も知らない	分からない
男	69.1	21.5	1.7	7.7
女	67.3	23.8	0.9	7.9
若年層	78.4	5.7	4.5	11.4
中年層	72.3	23.4	0.0	4.4
高年層	58.7	32.0	0.6	8.7
計	68.1	22.8	1.3	7.8

表46 同和地区・同和問題を知った契機

家族や、親戚の人から聞いた	26.6
職場の人から聞いた	2.8
近所の人から聞いた	7.4
本を読んで知った	2.3
新聞などマスコミで知った	3.0
学校の友だちから聞いた	6.1
学校の授業で教えてもらった	33.8
はっきりと覚えていない	15.7
その他	2.3
計	394

表47 世代×同和地区・同和問題を知った経緯

	家族や親戚	職場の人	本	学校の友人	学校の授業	その他	覚えていない	計
若年層	15.1	1.2	0.0	1.2	70.9	1.2	9.3	86
中年層	20.7	1.5	1.5	5.2	51.1	4.4	13.3	135
高年層	37.2	4.7	4.1	9.3	1.2	1.2	20.9	172
計	26.7	2.8	2.3	6.1	33.6	2.3	15.8	393

表48 世代×同対審答申の知識（「知っている」）

	同対審答申	計
若年層	48.9	87
中年層	73.0	137
高年層	90.3	176
計	75.5	400

表49 同和問題の認知

あると思う	66.0
ないと思う	12.9
分からない	21.1
計	394

表50 同和問題がある場面（複数回答）

	回答比	回答者比
結婚	44.5	84.8
就職	15.3	29.3
進学	3.9	7.4
居住地を聞かれたとき	21.2	40.4
職場	5.8	11.1
インターネット	3.3	6.3
落書き	4.1	7.8
その他	1.9	3.7
計	515	260

表51 世代×同和問題の認知

	あると思う	ないと思う	分からない	計
若年層	55.2	11.5	33.3	87
中年層	73.5	8.1	18.4	136
高年層	65.3	17.6	17.1	170
計	65.9	13.0	21.1	393

表52 同対審答申の知識×同和問題の認知

	あると思う	ないと思う	分からない	計
知っている	68.3	15.0	16.7	293
知らない	59.0	7.0	34.0	100
計	65.9	13.0	21.1	393

表53 同和問題の原因（複数回答）

同和地区の生活水準の低さ	2.9
町民の人権意識の低さ	22.0
同和地区の住民の努力が足りない	3.0
教育・啓発で広めているから	10.7
差別を禁止する法律がないから	4.8
教育・啓発が不十分	11.5
国や県、町の取り組みがまだ弱いから	7.0
同和地区に特別対策を行ってきたから	20.6
同和問題の話を避ける傾向にあるから	15.0
その他	2.4
計	626

表54 同和問題の解決に大切なこと（複数回答）

町民が正しい理解もち努力すること	36.9
行政が積極的に努力すること	17.4
同和地区の人が分散して住むこと	19.6
自然に解決するのを待つこと	12.7
同和地区の人が努力すること	11.7
その他	1.7
分からない	8.4
計	632

表55 同和問題との関わり

一人ひとりの問題として努力する	31.5
国民の一人として努力する	33.3
誰かしかるべき人が解決してくれる	7.9
同和地区の人の問題だから関係ない	4.7
分からない	22.6
計	381

表56 世代×同和問題との関わり

	一人ひとりの問題だ	国民の一人として努力	誰かが解決してくれる	自分とは関係ない	分からない	計
若年層	27.9	26.7	5.8	8.1	31.4	86
中年層	25.8	32.8	14.1	4.7	22.7	128
高年層	38.0	37.3	4.2	3.0	17.5	166
計	31.6	33.4	7.9	4.7	22.4	380

表57 同和問題の認知×同和問題との関わり

	一人ひとりの問題だ	国民の一人として努力	誰かが解決してくれる	自分とは関係ない	分からない	計
あると思う	34.8	39.1	7.1	2.8	16.2	253
ないと思う	31.4	33.2	7.9	4.7	22.7	48
分からない	20.5	17.9	10.3	11.5	39.7	78
計	31.4	33.2	7.9	4.7	22.7	379

表58 家族との話題×同和問題との関わり

	一人ひとりの問題だ	国民の一人として努力	誰かが解決してくれる	自分とは関係ない	分からない	計
話題にした	42.7	35.4	5.5	3.0	13.4	164
しなかった	21.5	31.3	9.7	6.2	31.3	195
計	31.2	33.1	7.8	4.7	23.2	359

表59 人権侵害経験×同和問題との関わり

	一人ひとりの問題だ	国民の一人として努力	誰かが解決してくれる	自分とは関係ない	分からない	計
ある	43.0	31.6	2.5	2.5	20.3	79
ない	28.2	34.9	10.5	4.8	21.5	209
分からない	27.8	31.1	6.7	6.7	27.8	90
計	31.2	33.3	7.9	4.8	22.8	378

表60 同和問題との関わり×人権問題の解決

	できることから行動	何をすればいいか	誰かに解決してほしい	自分とは関係ない	その他	分からない	計
一人ひとりの問題	67.8	24.6	3.4	0.0	4.2	0.0	118
国民の一人として努力	50.0	35.5	4.8	0.0	8.1	1.6	124
誰かが解決してくれる	10.7	32.1	32.1	7.1	10.7	7.1	28
自分とは関係ない	11.8	47.1	17.6	0.0	23.5	0.0	17
分からない	25.0	17.9	8.3	2.4	45.2	1.2	84
計	45.3	28.3	7.8	1.1	16.2	1.3	371

表61 同和問題との関わり×差別的言動への対応

	間違いを説明する	説明の自信がない	関係のないこと	相手に合わせる	その他	計
一人ひとりの問題	64.6	30.1	0.9	0.9	3.5	113
国民の一人として努力	52.5	34.4	1.6	4.9	6.6	122
誰かが解決してくれる	25.0	50.0	14.3	7.1	3.6	28
自分とは関係ない	22.2	33.3	33.3	5.6	5.6	18
分からない	36.7	44.3	5.1	6.3	7.6	79
計	49.2	36.4	4.7	4.2	5.6	360

表62 結婚の意見

当人同士の合意があればいい	13.7
当人同士の合意をより尊重する	79.6
家族や周囲の意見ををより尊重する	5.6
家族や周囲の意見が尊重されるべき	1.0
計	393

表63 性・世代×結婚の意見

	当人同士の 合意でいい	当人同士の 合意を尊重	家族周囲の 意見を尊重	家族周囲の 意見を尊重	計
男	17.1	76.2	6.6	0.0	181
女	10.9	82.5	4.7	1.9	211
若年層	12.5	80.7	6.8	0.0	88
中年層	8.8	86.8	3.7	0.7	136
高年層	18.5	73.2	6.5	1.8	168

表64 家族の結婚

結婚に賛成する	25.8
本人の意思が強ければ仕方なく受け入れる	27.6
結婚に反対する	6.5
その他	4.7
分からない	35.4
計	387

表65 性・世代×家族の結婚

	賛成する	仕方なく 受け入れる	反対する	その他	分からない	計
男	26.6	30.5	5.6	4.5	32.8	177
女	25.4	24.9	7.2	4.8	37.8	209
若年層	43.7	10.3	3.4	6.9	35.6	87
中年層	21.1	27.8	10.5	5.3	35.3	133
高年層	20.5	36.1	4.8	3.0	35.5	166

表66 結婚の意見×家族の結婚

	賛成する	仕方なく 受け入れる	反対する	その他	分からない	計
当人同士の合意でいい	38.9	27.8	0.0	1.9	31.5	54
当人同士の合意をより尊重	24.2	29.1	6.3	5.6	34.8	302
家族周囲の意見をより尊重	18.2	13.6	22.7	0.0	45.5	22
家族周囲の意見を尊重	50.0	25.0	0.0	0.0	25.0	4
計	26.2	28.0	6.3	4.7	34.8	382

表67 同和問題の認知×家族の結婚

	賛成	仕方なく 受け入れる	反対	その他	分からない	計
あると思う	29.1	30.7	7.5	3.1	29.5	254
ないと思う	29.4	21.6	5.9	9.8	33.3	51
分からない	13.9	22.8	3.8	6.3	53.2	79
計	26.0	27.9	6.5	4.7	34.9	384

表68 同和問題との関わり×家族の結婚

	賛成する	仕方なく 受け入れる	反対する	その他	分からない	計
一人ひとりの問題	41.9	26.5	6.0	2.6	23.1	117
国民の一人として努力	27.4	30.6	4.0	4.8	33.1	124
誰かが解決してくれる	3.4	44.8	17.2	6.9	27.6	29
自分とは関係ない	5.6	38.9	16.7	0.0	38.9	18
分からない	16.3	18.6	3.5	7.0	54.7	86
計	26.5	28.1	6.1	4.5	34.8	374

表69 人権問題の意見×家族の結婚

	賛成する	仕方なく 受け入れる	反対する	その他	分からない	計
制度として必要	39.1	23.9	4.3	3.3	29.3	92
人を思いやること	23.8	27.9	6.7	4.5	37.2	269
わがままな考えだから	0.0	55.6	0.0	11.1	33.3	9
その他	0.0	40.0	0.0	20.0	40.0	5
計	26.7	27.7	5.9	4.5	35.2	375

表70 自然解消論への意見×家族の結婚

	賛成する	仕方なく 受け入れる	反対する	その他	分からない	計
なくなる	18.4	35.2	8.8	5.6	32.0	125
なくなるしない	34.2	27.1	7.1	3.9	27.7	155
分からない	23.3	20.4	1.0	3.8	51.5	103
計	26.1	27.9	6.0	4.4	35.5	383

表71 差別的言動への対応×家族の結婚

	賛成する	仕方なく 受け入れる	反対する	その他	分からない	計
間違いを説明する	34.5	22.6	5.1	4.0	33.9	177
説明の自信がない	21.8	33.1	8.3	2.3	34.6	133
関係のないこと	6.3	31.3	25.0	0.0	37.5	16
相手に合わせる	6.3	75.0	0.0	0.0	18.8	16
その他	28.6	4.8	0.0	28.6	38.1	21
計	27.0	28.1	6.6	4.4	33.9	363

表72 家族との話題×家族の結婚

	賛成する	仕方なく 受け入れる	反対する	その他	分からない	計
話題にした	29.9	33.5	4.8	7.2	24.6	167
しなかった	22.7	22.7	8.1	3.0	43.4	198
計	26.0	27.7	6.6	4.9	34.8	365

表73 人権侵害経験×家族の結婚

	賛成する	仕方なく 受け入れる	反対する	その他	分からない	計
ある	40.0	23.8	6.3	7.5	22.5	80
ない	22.4	29.0	6.1	4.2	38.3	214
分からない	21.1	27.8	7.8	3.3	40.0	90
計	25.8	27.6	6.5	4.7	35.4	384

表74 広報を読む頻度×家族の結婚

	賛成する	仕方なく 受け入れる	反対する	その他	分からない	計
いつも読む	34.0	24.5	5.3	3.2	33.0	94
ときどき	24.1	32.5	5.2	3.3	34.9	212
読まない	21.7	20.3	10.1	8.7	39.1	69
計	26.7	27.7	6.1	4.3	35.2	375

表75 自然解消論への意見

自然になくなる	33.1
なくなるしない	40.5
分からない	26.4
計	390

表76 同対審答申の知識×自然解消論への意見

	自然になくなる	なくなるしない	分からない	計
知っている	32.0	43.3	24.6	293
知らない	36.5	31.3	32.3	96
計	33.2	40.4	26.5	389

表77 同和問題の認知×自然解消論への意見

	自然になくなる	なくなるしない	分からない	計
あると思う	30.7	49.0	20.2	257
ないと思う	49.0	20.4	30.6	49
分からない	32.1	25.9	42.0	81
計	33.3	40.6	26.1	387

表78 人権問題の意見×自然解消論への意見

	自然になくなる	なくなるしない	分からない	計
制度として必要	22.6	53.8	23.7	93
人を思いやること	33.7	38.9	27.4	270
わがままな考えだから	77.8	11.1	11.1	9
その他	60.0	20.0	20.0	5
計	32.4	41.6	26	377

表79 差別的言動への対応×自然解消論への意見

	自然になくなる	なくなるしない	分からない	計
間違いを説明する	25.6	51.1	23.3	180
説明の自信がない	33.3	35.6	31.1	132
関係のないこと	62.5	18.8	18.8	16
相手に合わせる	50.0	25.0	25.0	16
その他	33.3	38.1	28.6	21
計	31.5	42.2	26.3	365

表80 家族の結婚×自然解消論への意見

	自然になくなる	なくなるしない	分からない	計
結婚に賛成する	23.0	53.0	24.0	100
仕方なく受け入れる	41.1	39.3	19.6	107
結婚に反対する	47.8	47.8	4.3	23
その他	41.2	35.3	23.5	17
分からない	29.4	31.6	39.0	136
計	32.6	40.5	26.9	383

表81 家族との話題×自然解消論への意見

	自然になくなる	なくなるしない	分からない	計
家族との話題				
話題にした	31.0	45.8	23.2	168
しなかった	35.5	36.0	28.5	200
広報を読む頻度				
いつも読んでいる	23.2	52.6	24.2	95
読んだり読まなかったり	33.0	39.5	27.4	215
まったく読んでいない	47.1	29.4	23.5	68

表82 自然解消論への意見×同和問題との関わり

	一人ひとりの問題だ	国民の一人として努力	誰かが解決してくれる	自分とは関係ない	分からない	計
なくなる	23.8	28.7	13.9	6.6	27.0	122
なくなるしない	43.6	37.8	5.1	3.2	10.3	156
分からない	22.8	32.7	5.0	4.0	35.8	101
計	31.7	33.5	7.9	4.5	22.4	379

表83 自然解消論への意見×同和行政の評価

	効果があった	一部効果があった	効果がなかった	その他	分からない	計
なくなる	15.4	30.9	17.9	2.4	33.3	123
なくなるしない	16.6	55.4	9.6	2.5	15.9	157
分からない	8.7	29.1	9.7	1.9	50.5	103
計	14.1	40.5	12.3	2.3	30.8	383

表84 同和行政の評価

効果があった	14.0
一部効果があった	40.2
効果がなかった	12.4
その他	2.6
分からない	30.8
計	386

表85 同和問題の認知×同和行政の評価

	効果があった	一部効果があった	効果がなかった	その他	分からない	計
あると思う	13.4	53.1	13.0	2.4	18.1	254
ないと思う	32.0	18.0	8.0	4.0	38.0	50
分からない	5.1	12.7	12.7	2.5	67.1	79
計	14.1	40.2	12.3	2.6	30.8	383

表86 同和問題との関わり×同和行政の評価

	効果があった	一部効果があった	効果がなかった	その他	分からない	計
一人ひとりの問題	18.6	48.3	11.0	0.8	21.2	118
国民の一人として努力	19.8	54.0	4.8	2.4	19.0	126
誰かが解決してくれる	10.7	39.3	21.4	3.6	25.0	28
自分とは関係ない	0.0	22.2	16.7	0.0	61.1	18
分からない	4.7	16.3	17.4	4.7	57.0	86
計	14.4	41.0	11.4	2.4	30.9	376

表87 同対審答申答申の知識×同和行政の評価

	効果があった	一部効果があった	効果がなかった	その他	分からない	計
知っている	16.9	43.1	12.4	2.1	25.5	290
知らない	5.3	30.5	12.6	4.2	47.4	95
計	14.0	40.0	12.5	2.6	30.9	385

表88 家族との話題×同和行政の評価

	効果があった	一部効果があった	効果がなかった	その他	分からない	計
話題にした	17.3	44.0	13.1	4.8	20.8	168
しなかった	11.2	35.2	12.8	1.0	39.8	196
計	14.0	39.3	12.9	2.7	31.0	364

表89 広報を読む頻度×同和行政の評価

	効果があ った	一部効果 があった	効果が なかった	その他	分からない	計
いつも読んでいる	21.3	50.0	6.4	1.1	21.3	94
読んだり読まなかったり	13.2	44.8	14.2	1.9	25.9	212
まったく読んでいない	2.9	19.1	16.2	2.9	58.8	68
計	13.4	41.4	12.6	1.9	30.7	374